

四 専ら沿海区域において從業する漁船以外の
漁船

非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。

一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業及び旅客船にあつては、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するため必要な作業

二 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業

三 食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」といふ。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦

四 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

五 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業

六 船倉、タンクその他の密閉された区画（次条において「密閉区画」という。）における救助作業

前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならぬ。

一 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者

二 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあつては、指揮者）

三 内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあつては、当該救命艇等の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。

二 非常の場合において旅客を招集するための信号

三 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置

四 船体放棄の命令を表す信号

五 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等

六 非常の場合において救命艇等及び救助艇による連続した七回以上の短声とこれに続く一回の長声としなければならない。

七 救命設備及び消防設備の点検及び整備を担当する職員

前項第二号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した七回以上の短声とこれに続く一回の長声としなければならない。

国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操練）

第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第一項の非常の場合に必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めることころにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一 防火操練 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消防設備の操作を行うこと。

二 救命艇等操練 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。

三 救助艇操練 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。

四 防水操練 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。

五 非常操舵操練 操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。

六 密閉区画における救助操練 保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。

前頭の谷白りうつ、旅客船（国内各港間のみ）	防水操練	救命艇操練	防火操練
	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。

第三条の五 次に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は船員法第二条第一項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第十九十五号）別表の海域において従業する漁船船長は、航海当直をすべき職務を有する者に對し、酒気帶びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帶びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。

（巡視制度）

第三条の六 第三条の三第一項第一号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

第一項の船舶のうち、漁船以外の船舶（各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び远洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の四分の一以上が参加していない場合は、発航後二十四時間以内にこれを実施しなければならない。

第一項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）であつて、出港後二十四時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。

第一項の船舶以外の船舶においては、海員に対する操練のうち、第一項第五号に掲げる操練は少なくとも三月に一回、同項第六号に掲げる操練は少なくとも二月に一回、それぞれ実施しなければならない。

（航毎当直の実施）

前項に定めるものほか、同項の船舶のうち船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二百四条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオフ貨物区域若しくは同条第十八条号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡査制度を設けなければならない。ただし、当該区域について船舶設備規程第二百四十六条の四十九第一項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

第三条の七 船（水密の保持）

るもののが、同項の船舶のうち
（昭和九年通信省令第六号）第二
一ルオン・ロールオフ旅客船の船
火構造規則（昭和五十五年運輸省
第二条第十七号の二のロールオ
フ貨物区域若しくは同条第十八号
における貨物の移動又は当該区域へ
の者の立入りを監視するための巡
なければならない。ただし、当該
船舶設備規程百四十六条の四十
定による監視装置を備えている場
だし書の規定により当該監視装置
を要しないこととされている場合
でない。

七 貨物を積載する場所にある舷窓その他の航行用具を除き、これを開放しないこと。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

次の各号に掲げる船舶については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。
一 船舶区画規程第二編の適用を受ける船舶（第三号において「特定旅客船」という。）
二 外の船舶（前項第三号、第五号及び第十号）
三 船舶区画規程第三編、第四編又は第五編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船」とい

第三条の十二（船上教育）

備及び消火設備の使用方法並びに海上生存方法に関する教育を少なくとも毎国内各港間のみを航海する旅客船以外においては、少なくとも毎週一回）施

教育の
はなら

関する教育は、二月以内ごと（旅客船）
定期高速船にあつては、一月以内ごと）
のすべての救命設備及び消火設備を

されな

に規定する非常配置表により割り当て
人作業に関する教育を施さなければな

に掲げ
に対し、

るための教育を施さなければならぬ

第三

海員が当該船舶に乗り組んでから
内に当該船舶の救命設備及び消火設備
法に関する訓練を実施しなければなら

船舶の
歴史

かだの使用方法に関する訓練を少なくとも一回実施しなければならない。

規定

備置き) ならない。

第二當

備え置かなければならぬ。

十一
舷門、載貨門その他の開口で隔壁甲板よ

四 第三条の三第五項第二号の信号を発する装置
第三条の三第一項各号に掲げる船
舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用方法、格納位置から移動することにより点検するこ
と。

（手引書の備置き）
なければならぬ。

り下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、

<p>四 第二条の三第五項第一号の信号を発する装 置 使用することにより点検すること。 (旅客に対する避難の要領等の周知)</p>	<p>第三条の十三 第三条の三第一項各号に掲げる船 舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用方法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書を食堂、休憩室その他適当な場所に備え置かなければならない。</p>
---	--

(操舵設備の作動)

二以上の動力装置を同時に作動することができる状態にある海域その他の船舶に危険をおそれがある場合、該船舶の船長は、船舶交通のふくそうする海域、視界が制限され、船舶の船長が危険な状態にある海域を航行する場合には、当該二以上の動力装置を作動させておかなければならぬ。

(自動操舵装置の使用)

船長は、自動操舵装置の使用に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

第三条の十五 船長は、自動操舵装置を長時間使用したとき又は前条に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、手動操舵を行うことができるかどうかについて検査すること。

二 前条に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するときは、直ちに手動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせること。

(船舶自動識別装置の作動)

第三条の十六 船舶設備規程百四十六条の二十九の規定により船舶自動識別装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶自動識別装置を常時作動させ、おそれがある場合その他当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合又は当該船舶が航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶自動識別装置を常時作動させることができるものとして国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合については、この限りでない。

(船舶長距離識別追跡装置の作動)

第三条の十七 船舶設備規程百四十六条の二十九の二の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならぬ。ただし、当該船舶が抑留されることは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。

(船橋航海当直警報装置の作動)

船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておかなければならぬ。

2 前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定めること。

(クレーン等の位置)

船舶は、クレーン、デリック索等これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

(作業言語)

船長は、乗組員が航海の安全に関し適切な動作を確実にするために使用する作業言語を決定し、その作業言語名を航海日誌の第一表の余白に記載しなければならない。ただし、当該作業言語を日本語に決定し、かつ、国際航海(船舶安全法施行規則第一条第一項)の国際航海をいう。以下同じ。に従事しない場合には、当該作業言語名を記載することを要しない。

(水葬)

船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

一 死亡後二十四時間経過したこと。ただし、伝染病によって死亡したときは、この限りでない。

二 船舶が公海にあること。

三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。

四 医師の乗組む船舶であつては、医師が死亡診断書を作成したこと。

五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行つたこと。

六 頭髪その他の遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(遺留品の処置)

船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮上しないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影し、上、遺髪その他の遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(第六条)

船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になつたときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適當な者二名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならぬ。

遺留品目録には、次に掲げる事項を記載して、船長及び立会人がこれに氏名を記載しなければならない。

一 本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となつた位置及び年月日時

二 遺留品の品名及び数量

三 売却その他の処分をしたときは、そのて

船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡しを船舶所有者に委託することができる。

船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。

船舶は、船舶所有者が、前条第三項の規定によつて遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写しに地方運輸局長の証明を求めることができる。

(仮船舶国籍証書等)

法第十八条第一項第一号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。

一 船舶法第十三条、第十五条又は第十六条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあつては、当該仮船舶国籍証書

二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二号)の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる証明書

イ 小型船舶の登録等に関する法律第十四条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)第二十九条第一号の一部事項証明書又は同条第二号の全部事項証明書(現に小型船舶の登録等に関する法律第十四条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則に登録された事項を証するものに限る)。

ロ 又は同条第二号の全部事項証明書(現に小型船舶の登録等に関する法律第三条に規定する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る)。

三 次に掲げる船舶があつては、法第十八条第一号の書類を備え置くことを要しない。

イ 小型船舶の登録等に関する法律第一項第一号の書類を備え置くことを要しない。

ロ 二号の国土交通省令で定める船舶

ハ 小型船舶の登録等に関する法律第六条第一項の規定による新規登録又は同法第九条第一項の規定による変更登録を受けた後

に、前項第一号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

2 前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定めること。

(クレーン等の位置)

船舶は、クレーン、デリック索等これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

(水葬)

船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

一 死亡後二十四時間経過したこと。ただし、伝染病によって死亡したときは、この限りでない。

二 船舶が公海にあること。

三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。

四 医師の乗組む船舶であつては、医師が死亡診断書を作成したこと。

五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行つたこと。

六 頭髪その他の遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(遺留品の処置)

船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮上しないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影し、上、遺髪その他の遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。

(第六条)

船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になつたときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適當な者二名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならぬ。

遺留品目録には、次に掲げる事項を記載して、船長及び立会人がこれに氏名を記載しなければならない。

一 本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となつた位置及び年月日時

二 遺留品の品名及び数量

三 売却その他の処分をしたときは、そのて

船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡しを船舶所有者に委託することができる。

船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。

船舶は、船舶所有者が、前条第三項の規定によつて遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写しに地方運輸局長の証明を求めることができる。

(仮船舶国籍証書等)

法第十八条第一項第一号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。

一 船舶法第十三条、第十五条又は第十六条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあつては、当該仮船舶国籍証書

二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二号)の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる証明書

イ 小型船舶の登録等に関する法律第十四条の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則に登録された事項を証するものに限る)。

ロ 又は同条第二号の全部事項証明書(現に小型船舶の登録等に関する法律第三条に規定する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る)。

三 次に掲げる船舶があつては、法第十八条第一号の書類を備え置くことを要しない。

イ 小型船舶の登録等に関する法律第一項第一号の書類を備え置くことを要しない。

ロ 二号の国土交通省令で定める船舶

ハ 小型船舶の登録等に関する法律第六条第一項の規定による新規登録又は同法第九条第一項の規定による変更登録を受けた後

に、前項第一号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

(海員名簿)

第十一条 海員名簿の様式は、第一号書式とする。

船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船員の氏名、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を海員名簿に記載しなければならない。ただし、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

第十二条第一項の一括り出の許可に係る船舶には、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成しなければならない。

第十二条第一項の一括り出の許可に係る船

舶にあつては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（当該事務所が本邦外にあるときは、主たる事務所の所在地）以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるときは、関東運輸局長（船舶貸借の場合であつて当該船舶の所有者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）以下この項において「住所地等」という。）が指定した場所に備え置かなければならぬ。

海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置くことができる。

（航海日誌）

第十三条 航海日誌の様式は、第二号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第一種の従業制限を有する漁船については、同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。

航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

第一、第二条の二の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

二、法第十四条ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかつたとき。

三、法第十四条の三第二項の規定による操練を行い、又は行うことができなかつたとき。

四 第三条の七第一項(第一号から第十一号まで

の規定により水密を保持すべき水密戸等を開

放し、若しくは閉じ、又は第三条の八の規定

により点検したとき。

五 第三条の九の規定により救命設備の点検整

備を行つたとき。

六 第三条の十二の規定により訓練を行つたと

き。

七 第三条の十六ただし書の規定により船舶自

動識別装置を作動させておかなかつたとき。

八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長

距離識別装置を作動させておかなかつた

とき。

九 法第十五条から第十七条まで又は法第二十

二条から第二十九条までの規定により処置し

たとき。

十 法第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

十一 法第二十条又は商法（明治三十二年法律

第四十八号）、第七百七条の規定により船長以

外の者が船長の職務を行つたとき。

十二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運

輸省令第五十三号）、第四十五条第二項の規定

により自藏式呼吸具、送気式呼吸具、及び空気

圧縮機の点検を行つたとき。

十三 船員労働安全衛生規則第七十七条第二項

第八号の規定により検知を行つたとき。

十四 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十

二年運輸省令第三十号）、第一百九十八条第三項

の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定

圧力の変更を行つたとき。

十五 危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十

九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し

弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断

を行つたとき。

十六 船内において出生又は死産があつたと

き。

十七 海員その他船内にある者による犯罪があ

つたとき。

十八 労働関係に関する争議行為があつたと

き。

十九 国際航海に從事する船舶において事故そ

の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律（昭和四十五年法律第百三十六号）、第十條

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をい

う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和

四十六年運輸省令第三十八号）、第十二条の二

の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十、国際航海に從事する船舶（海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律施行規則第十

二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を

除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百

一号）、第十一条の七の表第一号上欄に掲げる

海域に入域し、若しくは当該海域から出域す

るとき又は当該海域内において原動機を始動

し、若しくは停止するとき。

二十一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

二十二、国際航海に從事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が変化するとき。

二十三、船舶が船員労働安全衛生規則第七十七条第二項

第八号の規定により検知を行つたとき。

二十四、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十

二年運輸省令第三十号）、第一百九十八条第三項

の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定

圧力の変更を行つたとき。

二十五、危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十

九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し

弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断

を行つたとき。

二十六、船内において出生又は死産があつたと

き。

二十七、海員その他船内にある者による犯罪があ

つたとき。

二十八、労働関係に関する争議行為があつたと

き。

二十九、国際航海に從事する船舶において事故そ

の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律（昭和四十五年法律第百三十六号）、第十條

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をい

う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和

四十六年運輸省令第三十八号）、第十二条の二

の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十、国際航海に從事する船舶（海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律施行規則第十

二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を

除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百

一号）、第十一条の七の表第一号上欄に掲げる

海域に入域し、若しくは当該海域から出域す

るとき又は当該海域内において原動機を始動

し、若しくは停止するとき。

二十一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

二十二、国際航海に從事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が変化するとき。

二十三、船舶が船員労働安全衛生規則第七十七条第二項

第八号の規定により検知を行つたとき。

二十四、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十

二年運輸省令第三十号）、第一百九十八条第三項

の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定

圧力の変更を行つたとき。

二十五、危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十

九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し

弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断

を行つたとき。

二十六、船内において出生又は死産があつたと

き。

二十七、海員その他船内にある者による犯罪があ

つたとき。

二十八、労働関係に関する争議行為があつたと

き。

二十九、国際航海に從事する船舶において事故そ

の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律（昭和四十五年法律第百三十六号）、第十條

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をい

う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和

四十六年運輸省令第三十八号）、第十二条の二

の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十、国際航海に從事する船舶（海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律施行規則第十

二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を

除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百

一号）、第十一条の七の表第一号上欄に掲げる

海域に入域し、若しくは当該海域から出域す

るとき又は当該海域内において原動機を始動

し、若しくは停止するとき。

二十一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

二十二、国際航海に從事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が変化するとき。

二十三、船舶が船員労働安全衛生規則第七十七条第二項

第八号の規定により検知を行つたとき。

二十四、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十

二年運輸省令第三十号）、第一百九十八条第三項

の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定

圧力の変更を行つたとき。

二十五、危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十

九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し

弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断

を行つたとき。

二十六、船内において出生又は死産があつたと

き。

二十七、海員その他船内にある者による犯罪があ

つたとき。

二十八、労働関係に関する争議行為があつたと

き。

二十九、国際航海に從事する船舶において事故そ

の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律（昭和四十五年法律第百三十六号）、第十條

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をい

う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和

四十六年運輸省令第三十八号）、第十二条の二

の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十、国際航海に從事する船舶（海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律施行規則第十

二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を

除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百

一号）、第十一条の七の表第一号上欄に掲げる

海域に入域し、若しくは当該海域から出域す

るとき又は当該海域内において原動機を始動

し、若しくは停止するとき。

二十一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

二十二、国際航海に從事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が変化するとき。

二十三、船舶が船員労働安全衛生規則第七十七条第二項

第八号の規定により検知を行つたとき。

二十四、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十

二年運輸省令第三十号）、第一百九十八条第三項

の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定

圧力の変更を行つたとき。

二十五、危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十

九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し

弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断

を行つたとき。

二十六、船内において出生又は死産があつたと

き。

二十七、海員その他船内にある者による犯罪があ

つたとき。

二十八、労働関係に関する争議行為があつたと

き。

二十九、国際航海に從事する船舶において事故そ

の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律（昭和四十五年法律第百三十六号）、第十條

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物をい

う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和

四十六年運輸省令第三十八号）、第十二条の二

の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十、国際航海に從事する船舶（海洋汚染等及

び海上災害の防止に関する法律施行規則第十

二条の十七の五の二第一項ただし書の船舶を

除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に

関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百

一号）、第十一条の七の表第一号上欄に掲げる

海域に入域し、若しくは当該海域から出域す

るとき又は当該海域内において原動機を始動

し、若しくは停止するとき。

二十一、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条各号のいずれかに該当したと

き。

二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合における措置に関する事項

十 送還に関する事項

十一 予備船員制度があるときは、その概要（外国において利用する募集受託者及び船員職業紹介事業者の基準）

第十六条の二 法第三十二条の一第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一二千六年の海上の労働に関する条約（次号において「条約」という。）の締約国である

外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、当該外国の法令の規定により当該

外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていること。

二 条約の非締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者については、条約に定める要件に適合していることについて、国土交通大臣の定める方法により船舶所有者の確認を受けていること。

前項の規定は、法第三十二条の二第四号の国土交通省令で定める基準について準用する。

この場合において、同項中「船員の募集」とあるのは、「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」と読み替えるものとする。

（貯蓄金の管理）

第十六条の三 船舶所有者は、法第三十四条第二項の規定による貯蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第五号書式によること。

る届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第三十四条第二項の規定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 貯蓄金の管理

イ 預金者の範囲

ロ 預金者一人当たりの預金額の限度

ハ 通帳の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

二 管理の方法

ホ 利率、複利単利の別その他の利子の計算

ヘ 返還の方法

二 貯蓄金の管理が預金の受入れでない場合イ 受領書の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法

ロ 管理の方法（預入者の名義、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む。）

ハ 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきもの範囲

二 返還の方法

船舶所有者が預金の受入れである貯蓄金の管理をする場合の下限利率（法第三十四条第三項において同じ。）は、次に掲げる利率又は年五厘のうちいずれか高い方の利率とする。

一一の年度（毎年四月から翌年三月までの期間をいう。以下本項において同じ。）における下限利率は、当該年度の前年度の十月における定期預金平均利率（特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が三百万円未満であるものに限る。）について、当該定期預金に係る契約において定期預期期間が一年以上であつて二年未満であるもの、二年以上であつて三年未満であるもの、三年以上であつて四年未満であるものの、四年以上であつて五年未満であるもの及び五年以上であつて六年未満であるとの別に平均年利率として日本銀行が公表する利率を平均して得た利率をいう。以下本項において同じ。）及び同月において適用される下限利率との差が五厘以上であるときは当該定期預金平均利率に端数処理（一未満の端数がある数について、小数点以下三位未満を切り捨てて、小数点以下三位の数字が、一又は二であるときはこれを切り捨て、三から七までの数であるときはこれを五とし、八又は九であるときはこれを切り上げることをいう。以下本項において同じ。）をして得た利率とし、当該利率と同一の利率とする。

利率と同一の利率とするときは、当該下限利率と同一の利率とする。

（雇入契約の成立等の届出）

第十八条 船舶所有者は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならない。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出することを要しない。この場合において、就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならぬ。

（雇入契約の成立等の届出）

第十九条 船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式によること。

（雇入契約の成立等の届出）

第二十条 法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船舶所有者は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

（雇入契約の成立等の届出）

第二十一条 雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかる限り、船員手帳を提示することを要しない。

船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載しておかなければならぬ。

（括届出）

第二十二条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する船舶の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である二以上の船舶相互の間ににおいて変更させる必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第九号書式による申請書を提出しなければならない。

所轄地方運輸局長は、第一項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等である申請書を提出しなければならない。

一 船員手帳

（雇入契約の成立時の書面の交付等）

（雇入契約の成立等の届出）

あることを証する書類の提示を求めることがで
きる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第二十三条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間ににおいて変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長に括届出の許可を受けたときは、当該船舶に乗組む船員の雇入契約は、これらの船舶の全てについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一 労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

二 電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第十号書式による申請書を提出しなければならない。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船長の就退職等の証明）

第二十四条 雇入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらを変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第十一号書式による申請書を提出しなければならない。

第二十五条 船員となつた者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあつては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣

一 海員名簿

二 船員手帳

三 海技免状又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

地方運輸局長は、第一項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることがができる。

（解雇制限の除外認定）

第二十五条 船舶所有者は、法第四十四条の二第二項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（通）を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 解雇しようとする船員の氏名、性別、職務

（解雇の予告）

二 最近の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日

三 認定を受けようとする事由

（解雇の予告）

二項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならぬ。

一日によつて給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額

二月によつて給料（法第五十八条第三項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を三十で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額

三 前二号以外の期間によつて給料を定めるとときは、前二号に準じて算定した額

（船員手帳への記載）

第四章 船員手帳

第二十六条 船舶所有者は、法第四十四条の三第二項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならぬ。

一 日本国外において船舶に乗り組む者（第一項ただし書の規定にかかるわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に岡頭することを要しない。地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

二 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であつて出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者

三 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第二十七条 第二十五条の規定は、船舶所有者が所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船員手帳の交付）

第二十八条 船員となつた者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあつては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運

輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣

が指定するもの。以下本章において同じ。）に岡頭して地方運輸局長等（外国人にあつては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となつた者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内に入港するときは、当該港に到着した後申請すればよい。

船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に岡頭して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

前項の規定にかかるわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に岡頭することを要しない。

一 日本国外において船舶に乗り組む者（第一項ただし書の規定にかかるわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

二 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であつて出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者

三 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第二十九条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第十二号書式による申請書を提出しなければならない。

一 船舶所有者の発行する船員としての雇用關係（雇用の予約を含む。）を証する書類

二 戸籍の謄本（抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの

三 申請の日前六ヶ月以内に撮影した自己の写真台紙に貼らないもの）二葉

（縦四・五セ・ンチメートル、横三・五センチメートルの単独、無帽、かつ、正面のもので

台紙に貼らないもの）二葉

三 申請の日前六ヶ月以内に撮影した書類の添付

（縦四・五セ・ンチメートル、横三・五センチメートルの単独、無帽、かつ、正面のもので

台紙に貼らないもの）二葉

十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）は、提出の日前一年以内に作成さ

れえたものでなければならない。

第一項第二号の書類、第二項の領事官の證明書及び第三項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前一年以内に作成されたものでなければならない。

指定期町村長は前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。

未成年者の船員手帳の交付

第三十条 未成年者が第二十八条の申請をしようとするときは、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を記載し、法定代理人の氏名又は名称

名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国領事官の證明書を添付するものとする。

前条第三項第一号及び第二号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、外国人に限り同項の書類を提示し、かつ、添付することに代えて、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて、権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。前条第三項第二号に掲げる者にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の證明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者證明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。

二項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（通）を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 解雇しようとする船員の氏名、性別、職務

（解雇制限の除外認定）

二項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならぬ。

一日によつて給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額

二月によつて給料（法第五十八条第三項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を三十で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額

三 前二号以外の期間によつて給料を定めるとときは、前二号に準じて算定した額

（船員手帳への記載）

第四章 船員手帳

第二十六条 船舶所有者は、法第四十四条の三第二項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならぬ。

一 日本国外において船舶に乗り組む者（第一項ただし書の規定にかかるわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

二 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であつて出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者

三 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができない。

第二十七条 第二十五条の規定は、船舶所有者が所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船員手帳の交付）

第二十八条 船員となつた者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあつては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運

輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣

二 家族手当、職務手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬	三 前二号に掲げるもの以外の固定給（算定の基礎となる期間が一月をこえるものを除く。）（給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面）
第四十条の二 法第五十三条第三項の給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第四十条の二 法第五十三条第三項の給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 紿料その他の報酬の総額及びその内訳	一 紿料その他の報酬の総額及びその内訳
二 法第五十三条第一項ただし書の規定により控除する額	二 法第五十三条第一項ただし書の規定により控除する額
三 法第五十三条第一項ただし書の規定により通貨以外の支払方法で支払う額	三 法第五十三条第一項ただし書の規定により通貨以外の支払方法で支払う額
四 法第五十六条の規定により船員の同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡す額	四 法第五十六条の規定により船員の同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡す額
（傷病中の手当）	（傷病中の手当）

第四十一条 法第五十七条の国土交通省令の定める手当は、第四十条第二号及び第三号に掲げる報酬とする。	五 沿海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するもののうち定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第三項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。）に従事するもの 六月
（報酬支払簿）	（報酬支払簿）
第四十二条 船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第六十号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。	三月
（報酬支払簿は、最後の記載をした日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。）	四 平水区域を航行区域とする総トン数七百トン以上の船舶であつて定期航路事業に従事するもの 一月
第六章 労働時間、休日及び定員	（定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶（次号に掲げるものを除く。））

（基準労働期間）	航行区域とする船舶（第四号に掲げるものを除く。）九月
第四十二条の二 法第六十条第三項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。	三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するもの（次号に掲げるものを除く。）及び沿海区域（第一次に掲げるものを除く。）
（一年）	（一年）
二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するもの（次号に掲げるものを除く。）及び沿海区域（第一次に掲げるものを除く。）	（一年）
（第六章 労働時間、休日及び定員）	（第六章 労働時間、休日及び定員）

（第六章 労働時間、休日及び定員）	（第六章 労働時間、休日及び定員）

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき 当該作業に従事するための必要な時間

三 航海直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき 一時間

四 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき 一時間

五 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき 二時間

(時間外労働に関する協定)

第四十二条の九の二 船舶所有者は、法第六十四条の二第一項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の三の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第六十四条の二第一項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 時間外労働をさせる必要がある具体的な対象となる船員の職務及び員数

二 作業の種類

三 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

四 労働時間の制限を超えて作業に従事する場合を除く。)には、有効期間の定めをするものとする。

船舶所有者は、法第六十四条の二第一項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出一項の届出に代えることができる。

(補償休日労働の日数の限度)

第四十二条の九の二 法第六十五条の国土交通省令で定める補償休日の日数は、基準労働期間について、一週間において一日与えられる休日であつて補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した日数の三分の一とする。

(労働時間の限度の適用除外)

第四十二条の十二 法第六十五条の二第五項の国土交通省令で定める船舶は、法第七十二条の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶であつて、次に掲げるものとする。

一 海底の掘削に従事するもの

二 海底下に存在する資源の探査に従事するものであつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(第四十八条の三の二第一項において「海底資源探査船」という。)

イ 先端的な技術を用い、慎重かつ細心の注意を払つて探査に従事する船舶であつて、回頭する場合における旋回に長時間を要するものであること

ロ 広範囲の海域において、長期にわたつて物理探査に従事する船舶であること

(休息時間の分割に関する協定)

第四十二条の十三 船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の規定による休息時間の分割に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十号の四の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

船舶所有者は、法第六十五条の規定による補償休日の労働をさせる必要がある具体的な事由

法第六十五条の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 補償休日の労働をさせる必要がある具体的な事由

二 対象となる船員の職務及び員数

三 作業の種類

四 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び一日についての分割回数の上限又は一日について二回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限並びにこれらを遵守するための措置

五 船員の受け取る報酬が前各号の二以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

(特別の安全上の必要がある場合)

第四十二条の十四 法第六十五条の三第三項第一号の国土交通省令で定める特別の安全上の必要ある場合は、船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海直の員数を増加するときとする。

(割増手当)

第四十三条 法第六十六条の国土交通省令で定める割増手当は、次の各号に掲げる場合について、一日当たりの労働時間の限度及び一周間当たりの労働時間の限度(法第六十四条第一項の規定に基づく労働時間を除く。)を超過する場合に定められる。

一 船員が、法第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十四条の二第一項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合、通常の労働時間の報酬の計算額の三割増の額

二 船員が、法第六十四条第一項又は第六十五条の規定により、補償休日において作業に従事した場合、通常の労働日の報酬の計算額の四割増の額

三 第四十四条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる額に、法第六十四条第一項若しくは第二項、第六十四条の二第一項又は第六十五条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

一 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的な事由

法第六十五条の第三項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的な事由

二 対象となる船員の職務及び員数

三 作業の種類

四 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び一日についての分割回数の上限又は一日について二回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限並びにこれらを遵守するための措置

五 船員の受け取る報酬が前各号の二以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

(通常配置表)

第四十四条の二 法第六十六条の二の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 船員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

二 船員の一 日当たりの労働時間の限度及び一周間当たりの労働時間の限度(法第六十四条第一項の規定に基づく労働時間を除く。)

三 週間当たりの労働時間の限度(法第六十四条第一項の規定に基づく労働時間を除く。)

四 労務管理記録簿

第四十五条 法第六十七条第一項の記録簿には、少なくとも毎月掲げる事項(第四十二条の十一に掲げる船舶にあつては第四号に掲げる事項、第四十二条の二第三項の場合にあつては第五号イ及びロに掲げる事項を除く。)を記載するものとし、その様式は、第十六号の五書式とする。ただし、次に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。

一 船員の氏名及び職名

二 基準労働期間並びに当該期間の起算日及び末日

三 乗り組む船舶の名称及び当該船舶に乗り組む期間

四 労働時間に関する次の事項

イ 作業の開始及び終了の時刻並びに当該作業の種類

ロ 一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間(法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。)

ハ 一日当たりの法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間

五 休日及び有給休暇に関する次の事項

イ 法第六十二条第一項の超過時間が生じる場合においては、少なくとも一日の休日が与えられない一週間

ロ イの超過時間

ハ 休日(補償休日を除く。)が与えられた年月日及び日数

ニ 与えるべき補償休日の日数

ホ 有給休暇が与えられた年月日及び日数

ヘ 补償休日の付与の延期があつたときは、その旨及び理由

ト 与えるべき有給休暇の日数

船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の協定(労働協約による場合を除く。)には、有効期間の定めをするものとする。

法第六十五条の三第三項の協定(労働協約による場合を除く。)には、有効期間の定めをす

一 船員の受け取る報酬が前各号の二以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

一日当たりの休息時間
口 休息時間を分割した場合は、いずれか長
い方の休息時間（法第六十五条の三第三項
の規定により休息時間を三回以上に分割し
た場合にあつては、最も長い休息時間）
前項の記録簿は、船員の死亡又は雇入契約の
終了の日から五年を経過する日まで、なお備え
置かなければならない。

船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ
て、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から
求められた事項について、その写しを交付しな
ければならない。

（労働時間の把握方法）
船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ
て、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から
求められた事項について、その写しを交付しな
ければならない。

第四十五条の二 法第六十七条第三項の国土交通
省令で定める方法は、パーソナルコンピュータ
その他の電子計算機による作業の開始及び終了
の時刻の記録、タイムカードによる記録等の客
観的な方法その他の適切な方法とする。
（労務管理責任者）

第四十五条の三 法第六十七条の二第一項の国土
交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。
一 法第六十七条第一項の記録簿の作成及び備
置きに関する事項
二 船員の労働時間の状況の把握に関する事項
三 船員の健康状態の把握に関する事項
四 船員からの職業生活に関する相談に関する
事項

2
第四十五条の四 船舶所有者は、左の各号の一に該当
する場合には、定員数の海員を乗り組ませない
ことができる。但し、欠員を生じたことにより
他の海員の労務が過重となる場合における欠員
手当の支給については、労働協約の定めるこ
ろによる。
一 船舶が日本国外において定員に欠員ができ
て国内の港まで帰港するとき。
二 他船にひかれて航行するとき。

第四十六条 船舶所有者は、左の各号の一に該当
する場合には、定員数の海員を乗り組ませない
ことができる。但し、欠員を生じたことにより
他の海員の労務が過重となる場合における欠員
手当の支給については、労働協約の定めるこ
ろによる。

（欠員）
船舶が日本国外において定員に欠員ができ
て国内の港まで帰港するとき。
二 他船にひかれて航行するとき。

三 入きよ、修繕又はその他の事由によつて船
舶を航行の用に供しないとき。

四 その他やむを得ない場合においてもよりの
規定により休息時間を三回以上に分割し
た場合にあつては、最も長い休息時間）
前項の記録簿は、船員の死亡又は雇入契約の
終了の日から五年を経過する日まで、なお備え
置かなければならない。

船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ
て、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から
求められた事項について、その写しを交付しな
ければならない。

（労働時間の把握方法）
船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ
て、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から
求められた事項について、その写しを交付しな
ければならない。

（労働時間の把握方法）
船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ
て、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から
求められた事項について、その写しを交付しな
ければならない。

第四十五条の二 法第六十七条第三項の国土交通
省令で定める方法は、パーソナルコンピュータ
その他の電子計算機による作業の開始及び終了
の時刻の記録、タイムカードによる記録等の客
観的な方法その他の適切な方法とする。
（労務管理責任者）

第四十五条の三 法第六十七条の二第一項の国土
交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。
一 船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又
は主たる事務所の所在地
二 船舶の種類、名称、総トン数及び航行区域
三 欠員の数、職名及び資格
四 許可を受けようとする事由
五 許可を受けようとする期間

第四十八条 船舶所有者は、法第七十一条第一項
第二号の規定による許可を受けようとするとき
は、第十六号の六書式による申請書二通を所轄
地方運輸局長に提出しなければならない。
前項の申請書には、船舶国籍証書及び船舶檢
査証書の写し並びに船員が断続的作業に従事す
ることを証する書類を添付しなければならな
い。
（労働時間の適用除外）

第四十八条の二 次に掲げる船員に係る法第七十
二条の国土交通省令で定める一定の期間は、一
年以内の一定の期間とする。ただし、第一号の
船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域と
する総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間
のみを航海するもの（以下「小型船」という。）
に乗り組むものについては、三月以内の一定の
期間とする。

一 定期的に短距離の航路に就航するため入出
港が頻繁である船舶のうち所轄地方運輸局長
が指定するものに乗り組む船員
二 旅客の接遇の充実を図るため、食堂、娯楽
施設等を有し、かつ、旅客の接遇に関する業
務に相当数の船員が從事する旅客船のうち所
轄地方運輸局長が指定するものに乗り組む船
員であつて当該業務に従事するもの
（有給休暇付与の延期）

たりの労働時間は、前項の一定の期間について
平均四十時間以内としなければならない。
船舶所有者は、第一項各号に掲げる船員に、
同項の一定の期間について「一月当たり平均五日
の海員を乗組ませないときは、船舶所有者は、
もよりの地方運輸局長に、遅滞なく、その旨を届け出なければならぬ。この場合において
地方運輸局長は必要があると認めるとときは、
欠員の補充を命ずることができる。

第四十七条 船舶所有者は、前条第一項第四号の
規定により許可を受けようとするときは、左の
事項を記載した申請書二通を提出しなければな
らない。

前項の船員の一日当たりの労働時間は、十一
時間以内とする。

船舶所有者は、第一項の船員に六週間にについ
て十四日以上の連続した休日を与えることによ
る一定の期間は、六週間とする。

前項の船員の一日当たりの労働時間は、十一
時間以内とする。

船舶所有者は、第一項の船員に十週間にについ
て三十三日以上の連続した休日を与えることによ
る一定の期間は、三十三日とする。

前項の船員の一日当たりの労働時間は、十二
時間以内とする。ただし、前項の一週間の労働
時間は、五十六時間以内（当該一週間の労働日
数が六日以下の場合にあつては、四十八時間以
内）としなければならない。

船舶所有者は、第一項の船員に、法第七十二条
第一条の特例が初めて適用された同項の一週間の初
日から起算して三月以内に十五日以上の休日を
与えなければならない。当該三月が経過した後
法第七十二条の特例が適用される場合も同様と
する。

船舶所有者は、第一項の一週間の各日の労働
時間を遅くとも当該一週間の開始する前に、同
項の船員に通知しなければならない。ただし、
やむを得ない事由がある場合には、船舶所有者
は、速やかに当該船員に通知することにより、
あらかじめ通知した労働時間を変更することが
できる。

第五十条 船舶所有者は、第一項の一週間の各日の労働
時間（有給休暇中の手当）

第五十一条 法第八十条第三項の規定による手当
（船員の手当）

（船員の手当）

第五十二条 削除
（医薬品その他の衛生用品の備付け等）

第五十三条 船舶所有者は、次に掲げる船舶に、
当該船舶を初めて自己のために航行の用に供す
るときに、当該各号に掲げる船舶の区分に応じ
国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その
他の衛生用品（以下「医薬品等」という。）を
備え付けなければならない。

（医薬品その他の衛生用品の備付け等）

第五十四条 船舶所有者は、法第八十二条各号に掲げる船
舶（国内各港間を航海するもの、船舶に乗り組む医師及び
間を航海するもの）に、

前項各号に掲げる船員の一日当たりの労働時
間は、十二時間以内とする。ただし、一週間當
間は、十二時間以内とする。

（有給休暇付与の延期）

第五十五条 船舶所有者は、法第七十四条第一項
ただし書の規定による許可を受けようとすると
ころによる。

（有給休暇付与の延期）

第五十六条 船舶所有者は、法第七十四条第一項
ただし書の規定による許可を受けようとすると
ころによる。

（有給休暇付与の延期）

ときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を
所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
一 有給休暇の付与を延期しようとする船員の
氏名及び職務
二 船員が有給休暇を請求しうるに至った日
三 船舶の工事の内容
四 延期しようとする事由
（船舶における勤務に準ずる勤務）

第四十九条 法第七十四条第四項の国土交通
省令で定める勤務は、次の勤務とする。

一 他の船舶所有者の行う事業に属する船舶に
おける勤務（他の船舶所有者に雇用されて從
事したもの）を除く。（第三号において同じ。）

二 船舶における勤務に係る技能の習得及び向
上等を目的として受ける教育訓練であつて、
船舶所有者の職務上の命令に基づくもの

三 係船中の船舶における勤務

四 同一の船舶における連続した勤務のうち當
該船舶が他の船舶所有者の事業に属する間に
從事したもの

（船員における勤務に準ずる勤務）

二 前号に掲げる船舶以外の法第八十二条の二省令第四十三号)第二条に定める区域のみを航海するもの及び同省令第三条に定める短期間の航海を行うものであつて法第八十二条ただし書の許可を受けたものを除く。)

三 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び衛生管理者に関する省令第六条に定める区域のみを航海するものを除く。)

四 前三号に掲げる船舶(まき網漁業に従事する漁船の附属漁船であつて運搬船以外の総トン数二十トン未満のものを除く。)前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる船舶であつて、乗組船員数が五十人を超える若しくは航海期間が三月を超えるもの又は同項第二号若しくは第三号に掲げる船舶であつて航海期間が三月を超えるものに備え付けるべき医薬品等(医療衛生用具を除く。次項において同じ。)の数量は、当該船舶に乗り組む医師、衛生管理者又は衛生担当者(船員労働安全衛生規則第七条第一項に規定する衛生担当者をいう。)の意見に基づき前項の告示で定める数量を適宜増加したものとする。

五 船舶所有者は、船舶が国内の港を発航してから次に国内の港に到着するまでの期間が一ヶ月を超える場合にはその発航前に、その他の場合にあつては船舶に備え付けている医薬品等の数量が前二項に規定する数量の二分の一に満たなくなつたときに、前二項に規定する数量に達するように医薬品等を補充しなければならない。

六 船舶所有者は、船舶に備え付けている医療衛生用具の数量が第一項の告示で定める数量に満たなくなつたときに、その告示で定める数量に達するように医療衛生用具を補充しなければならない。

(医療書の備置)

第五十四条 船舶所有者は、船舶(平水区域を行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数二十トン未満等に使用しやすいように保管しておかなければならぬ。

未満のものを船舶医療便覽ただし、前条に船舶にあつて便覽をもつて（健康証明書）

未満のものを除く。)に国土交通省監修「日本船舶医療便覧」を備え置かなければならない。
ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる船舶にあつては、国土交通省監修「小型船医療便覧」をつてこれを記さねばならない。

第五十五条 法第八十三条第一項の健康證明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならぬ。

一 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

二 業務歴の調査

三 自覚症状及び他覚所見の有無の検査

四 身長、体重及び腹囲の検査

五 B M I（次の算式により算出した値をいう。）の検査

B M I = 体重 (K g) / 身長 (m)²

六 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査

七 A B O式及びR h式の血液型検査

八 血色素量及び赤血球数の検査

九 血糖検査

十 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール（LD Lコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポ蛋白コレステロール（H D Lコレステロール）の量の検査）

十一 肝機能検査（血清グルタミン酸オキサロアセチクルトランスマニナーゼ（G O T）、血清グルタミンピルビックトランスマニナーゼ（G P T）及びガンマーグルタミルラントスペチダレゼ（γ - G T P）の検査）

十二 檢便（虫卵及びヘモグロビンの有無の検査に限る。）及び検尿

十三 血圧の検査

十四 心電図検査

十五 胸部エックス線直接撮影検査又はミラー検査（当該判定時前六月以内に船員労働安全

衛生受て十六十七十八にあ

衛生規則第三十二条第一項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査十六 肺活量の検査十七 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

第五十六条 (健康證明に要する医師の指定)
は、船舶

名称	主たる事務所の所在地
公益社団法人日 本海員掖済会	東京都文京区湯島一丁 目五番二十八号
一般財団法人船 員保險会	東京都渋谷区渋谷一丁 目五番六号

にあつては、次に掲げる検査
　　口　　腹部の画像検査
　　イ　　血液中の尿酸の量の検査
　　ハ　　B型肝炎に係る抗体検査

前項の検査のうち、身長の検査（年齢二十一年未満の者に係るもの）を除く。腹囲の検査、第五号の検査（年齢三十五年以上の者に係るもの）を除く。第七号の検査（第八号から第十一号までの検査（年齢三十五年以上の者に係るもの）を除く。）、検便（虫卵の有無の検査にあつては、モグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るもの）を除く。）、第十四号の検査（年齢三十五年以上の者に係るもの）を除く。）、
調理作業に従事する者に係るもの）を除き、ヘモグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るもの）を除く。）、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてよい。

第五十六条 法第八十三条の健康証明書の有効期間は、色覚の検査については年、その他の検査については年とする。ただし、前条第一項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を六ヶ月に短縮することができる。

前項の期間が航海中に満了したときは、当該期間が満了した日から起算して三ヶ月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日までの間（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船にあつては、その航海の終了する日までの間）、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。

健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前二項の規定による。

船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第一項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。

第五十六条 (健康證明に要
は、船舶
(医師の指
する医)

(健康証明に要する費用の負担)
第五十六条の二 法第八十三条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

明に要す
の二 法
する費
所有者の
指定)

（に要する費用の負担）
の二 法第八十三条の規定による健康保険料を支する費用は、雇用中の船員について所有者の負担とする。

表に掲げる法人の病院又は診療所の 事務所の所在地	主たる事務所の所在地
社団法人日 海員掖済会	東京都文京区湯島一丁 目五番三十八号
財團法人船 保険会	東京都渋谷区渋谷一丁 目五番六号
他地方運輸局長が指定した医師 章 年少船員	他の地方運輸局長が指定した医師 の夜間労働の禁止の特例
員の認証)	法第八十六条の国土交通省令の定め 約の成立の届出の際、船員手帳の該当 十八年に達する年月日を朱書きし、これ 輸局長等に提示しなければならない。
の二 船舶所有者は、法第八十五条等 証を受けようとするときは、当該船舶と 船舶が高緯度の海域にあつて昼間が い場合及び所轄地方運輸局長の許可を 海員を旅客の接待、物品の販売等軽便 専ら従事させる場合をいう。	法第八十六条の国土交通省令の定め 船舶が高緯度の海域にあつて昼間が い場合及び所轄地方運輸局長の許可を 海員を旅客の接待、物品の販売等軽便 専ら従事させる場合をいう。
の種類、名称、総トン数、用途（業 び航路（従業制限） の名称及び内容 の開始及び終了の時 刻の受けようと/or する期間	所有者は、前項の許可を受けようと/or する場合は、前項の事項を記載した申請書 の事務所の所在地 の開始及び終了の時 刻の受けようと/or する期間
章の二 女子船員 の二 法第八十七条第一項第一号の國 令で定める範囲の航海は、妊娠中の女の が医師による診察又は処置を必要とす るおいて、最寄りの国内の港に二時間以 下することができる航海とする。 である医師 師は、次に掲げる医師とする。	の二 法第八十七条第一項第一号の國 令で定める範囲の航海は、妊娠中の女の が医師による診察又は処置を必要とす るおいて、最寄りの国内の港に二時間以 下することができる航海とする。 である医師 師は、次に掲げる医師とする。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名 住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の三 法第百条の十二第四項第四号(法第百条の十三第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録を受けた者が検査を行う事業所の名称

二 登録を受けた者が検査業務を開始しようとする年月日

(登録事項の変更の届出)

第七十条の四 登録検査機関は、法第百条の十五の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

(検査業務規程の認可の申請)

第七十条の五 登録検査機関は、法第百条の十六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

登録検査機関は、法第百条の十六第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第七十条の六 法第百条の十六第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査業務規程の記載事項)

第七十条の七 登録検査機関は、法第百条の十七第一項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した検査員の氏名並びにその者が検査を行う事業所の名称及び所在地を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 第二項第一号イからハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(検査員の選任の届出等)

第七十条の八 登録検査機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

登録検査機関は、法第百条の十六第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

登録検査機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。

(検査業務規程の認可の申請)

第七十条の九 法第百条の十九第二項第三号に規定する国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の十 法第百条の十九第二項第四号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

二 検査を行った船舶が法第百条の三第一項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類の交付及び再交付並びに証印に関する事項

三 検査を行った船舶が法第百条の三第一項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類の交付及び再交付並びに証印に関する事項

四 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

五 検査員の選任に関する事項

六 検査に関する料金及び旅費に関する事項

七 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

八 検査業務に関する公正の確保に関する事項

九 その他検査業務の実施に関し必要な事項

(検査員の選任の届出等)

第七十条の十一 登録検査機関は、法第百条の二十の規定による許可を受けようとするときは、前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことがができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十条の十二 船員法に基づく登録検査機関に関する政令(平成二十五年政令第百二十六号)

第二条の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国

家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四号。次条において「旅費法」という。)第一条第六号の在勤官署の所在地

は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

二 登録検査機関は、役員を解任したときは、そ

ればならない。

三 船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第一項の規定により提出された報告書

一 登録を受けようとする者が法人である場合

には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名 住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の十三 旅費法第六条第一項の支度料

は、旅費相当額に算入しない。

第七十条の十四 法第百条の二二七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査の申請に関する事項)

一 検査の申請に関する事項

二 検査業務の実施方法に関する事項

三 検査を行った船舶が法第百条の三第一項各

号に掲げる要件の全てに適合することを証する

書類の交付及び再交付並びに証印に関する事項

四 検査の申込に関する事項

五 検査業務の実施に関する事項

六 検査に関する料金及び旅費に関する事項

七 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

八 検査業務に関する公正の確保に関する事項

九 その他検査業務の実施に関し必要な事項

(検査員の選任の届出等)

第七十条の十五 登録検査機関は、法第百条の二十の規定による許可を受け、検査業務を行なう

二 法第百条の二十七の帳簿は、検査業務を行なう

三 事業所ごとに備え付け、記載の日から五年間保

存しなければならない。

(帳簿の提出)

第七十条の十六 登録検査機関は、検査を行つた

場合に、速やかに、当該検査に関する報告書を

船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の

長(船舶が本邦外にある場合は、関東運輸局長。第三項において同じ。)に提出しなければならない。

二 前項の報告書には、第七十条の十四第二項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

三 船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第一項の規定により提出された報告書

一 旅費の額の計算に係る細目

は、旅費相当額に算入しない。

第七十条の十九 法第百条の十九第二項第三号に規定する国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の二十 法第百条の十九第二項第四号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことがができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十条の二十一 登録検査機関は、法第百条の二二七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査の実施に関する事項)

一 検査の実施に関する事項

二 検査業務の実施に関する事項

三 検査に関する料金及び旅費に関する事項

四 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

五 検査業務に関する公正の確保に関する事項

六 検査の種類

七 検査を行つた年月日及び場所

八 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

九 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

(検査の結果)

第七十条の二十四 法第百条の二二七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査の実施状況に関する事項)

一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

二 総トン数

三 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

(検査を行つた検査員の氏名

四 檢査の結果

五 その他検査の実施状況に関する事項

六 檢査を行つた事業所の名称

七 檢査を行つた検査員の氏名

八 檢査を行つた検査員の氏名

九 檢査の結果

(検査の結果)

第七十条の二十二 船員法に基づく登録検査機関に関する政令(平成二十五年政令第百二十六号)

第二条の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国

家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四号。次条において「旅費法」という。)第一条第六号の在勤官署の所在地

は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

二 登録検査機関は、役員を解任したときは、そ

ればならない。

三 在勤官署の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第一項の規定により提出された報告書

一 登録を受けようとする者が法人である場合

には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名 住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の二十三 旅費法第六条第一項の支度料

は、旅費相当額に算入しない。

第七十条の二十四 法第百条の二二七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査の実施に関する事項)

一 検査の実施に関する事項

二 検査業務の実施に関する事項

三 検査に関する料金及び旅費に関する事項

四 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

五 検査業務に関する公正の確保に関する事項

六 検査の種類

七 検査を行つた年月日及び場所

八 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

九 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

(検査の結果)

第七十条の二十五 登録検査機関は、法第百条の二二七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(検査の実施状況に関する事項)

一 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

二 総トン数

三 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

(検査を行つた検査員の氏名

四 檢査の結果

五 その他検査の実施状況に関する事項

六 檢査を行つた検査員の氏名

七 檢査の結果

(検査の結果)

第七十条の二十六 登録検査機関は、検査を行つた

場合に、速やかに、当該検査に関する報告書を

船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の

長(船舶が本邦外にある場合は、関東運輸局長。第三項において同じ。)に提出しなければならない。

二 前項の報告書には、第七十条の十四第二項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

三 船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第一項の規定により提出された報告書

一 登録を受けようとする者が法人である場合

には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名 住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第一号からハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを信じさせるに足る書類

(登録検査機関登録簿の登録事項)

第七十条の二十七 船員法に基づく登録検査機関に関する政令(平成二十五年政令第百二十六号)

第二条の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国

家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四号。次条において「旅費法」という。)第一条第六号の在勤官署の所在地

は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

の審査に当たり必要があると認めるときは、登録検査機関に対し、検査の依頼者から提出された書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

国土交通大臣は、登録検査機関の行つた検査が適当ないと認める場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

第十二章 監督

(領事官の事務)

第七十一条 次に掲げる事務は、外国にあつては日本の領事官が行う。

一 第七条第三項の規定による遺留品目録の受理

二 第八条の規定による遺留品目録の証明

三 法第十九条の規定による航行に関する報告の受理

四 第十五条の規定による航行に関する報告書の証明

五 法第三十七条の規定による雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の規定による雇入契約の確認

六 第四十六条第一項の規定による欠員の許可並びに同条第二項の規定による欠員の届出の受理及び欠員の補充命令

七 法第八十五条第三項の規定による年齢十八年未満の者の認証

八 法第一百一条の規定によるあつせん(船員労務官証明書)

九 法第一百七条第三項の証明書の様式

(事業状況及び災害疾病発生状況報告)

一 每年十月一日現在の事業状況 每年十月末日

二 前年四月一日以後一年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項毎年四月末日

前項第二号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。

第一項第一号及び第二号の報告の様式は、それぞれ第十九号書式及び第二十号書式によるものとする。

(船員等の申告)

第七十四条 法第一百十二条(法第一百二十条の三第七项において準用する場合を含む。)の規定による申告は、書面又は口頭ですることができる。

第十三章 雜則

(就業規則等の掲示等)

第七十五条 法第一百十三条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならぬ就業規則は、所轄地方運輸局長の届出受理証明のある有効なものでなければならない。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、法第一百十三条第三項の規定によりこれらの証書の写しを船内及びその他の事業場内に掲示する場合において、船員の労働条件等の検査等に関する規則(平成二十五年国土交通省令第三十二号)第十一条に規定する海上労働遵守措置認定書の写しを併せて掲示しなければならない。

(航海当直部員の職務)

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

(航海当直部員を乗組ますべき船舶)

三 甲板部の航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

四 航海当直部員として部員を乗組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

五 船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の業務に関する引継ぎ及び記録の作成とす。

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

六 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

七 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

八 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

九 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

十 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

十一 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

十二 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

十三 前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

(航海当直部員の認定等)

を乗組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならぬ。

一 甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませること。

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

(航海当直部員の職務)

三 甲板部の航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

四 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

五 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

六 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

七 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

八 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

九 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十一 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十二 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十三 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十四 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十五 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十六 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十七 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

区域とするタンカーカー以外の石油タンカーや積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーカーをいう。以下同じ。液体化学薬品タンカーや(ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーカーをいう。以下同じ。)及び液化ガスタンカーや(ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーカーをいう。以下同じ。)とする。

一 甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませること。

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

三 甲板部の航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

四 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

五 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

六 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

七 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

八 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

九 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十一 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十二 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十三 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十四 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十五 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

十六 船舶所有者は、前条第一項のターンカーカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

<p>五 第一号から第三号までに掲げ る海員以外の海員であつて液化ガス等 スタンカーに積載される危険物又は有害物 の取扱いに関する責任を有するもの</p>	<p>2 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等 燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海 員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等 取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受け ている者を乗り組ませなければならない。</p>
<p>(五号職務)</p>	<p>一 低引火点燃料船の船長、甲種危険物等取扱 機関長及び機関士又は運航士 二 前号に掲げる海員以外の甲種危険物等取扱 海員であつて低引火点燃料船責任者(低引火点 の燃料として使用される危険燃料)又は乙種危 害物又は有害物の取扱いに関する責任者</p>
<p>(危険物等取扱責任者の職務)</p>	<p>三 低引火点燃料 (低引火点燃料)</p>
<p>一 前条第一項の表第一号の液体貨物の積込み及び取卸しの 上に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次 の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>二 前条第一項の表第一号の液体貨物の積込み及び取卸しの 上に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次 の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 下欄に掲げる職務とする。</p>
<p>二 前条第一項の表第四号の液体貨物の積込み及び取卸しの 上に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次 の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>二 前号に掲げる海員として乗る保安の監督、火災その他の 船員として乗る保安の監督、火災その他の 組む危険物実施並びにこれらの業務に関する 等取扱責任者記録の作成</p>
<p>三 第七十七条の三第三項の表第四号の液体貨物の積込み及び取卸しの 上に掲げる海員、当該貨物に係る保安の監督、 組む危険物等の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>三 第七十七条の三第三項の表第四号の液体貨物の積込み及び取卸しの 上に掲げる海員として乗る保安の監督、火災その他の 船員として乗る保安の監督、火災その他の 組む危険物実施並びにこれらの業務に関する 等取扱責任者記録の作成</p>

第九号表第一号2(1)の講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に出す(なればならない。

ぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事すること。

第九号表第一号2(1)の講習の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 登録を受けようとする者が登録消防講習の実施に関する事務（以下「登録消防講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

二 登録を受けようとする者が登録消防講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講習に用いる第十一号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類
(登録の要件等)

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

第七十七条の六の三 國土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十一号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 石油火災消防実習

ロ 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習

ハ 船内捜索救助実習

二 検知器具及び保護具の取扱実習

ホ 洋上流出油防除実習

三 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それ

それ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事すること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第百七十三条第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる日より、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(1)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録消防講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第九号表第一号2(1)の登録は、登録消防講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録消防講習を行う者（以下「登録消防講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録消防講習事務を行なう事務所の名称及び所在地

四 登録消防講習事務を開始する日

(登録の更新)

第七十七条の六の四 第九号表第一号2(1)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録消防講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の五 登録消防講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録消防講習事務を行わなければならぬ。

一 講習は、実習により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

二 品 消防実習	二 液化ガス火災、液体化学薬 三時間
三 船内捜索救助実習	二時間
四 検知器具及び保護具の取扱 実習	二時間
五 海上流出油防除実習	三時間
三 甲種危険物等取扱責任者として必要な知識 及び能力を有するかどうかの判定に関する事項 については、第七十七条の六の三第一項第三 号に該当する者に行わせること。	二時間
四 登録事項の変更の届出	二時間
七十七条の六の六 登録消防講習実施機関は、 第七十七条の六の三第三項第二号から第四号ま でに掲げる事項を変更しようとするとときは、あ らかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を 国土交通大臣に提出しなければならない。 一 変更しようとする事項	二時間
一 変更しようとする日	二時間
二 変更の理由	二時間
一 登録消防講習事務規程	二時間
七十七条の六の七 登録消防講習事務の開始前に、次に掲げる事項 を記載した登録消防講習事務の実施に関する規 程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。 これを変更しようとするととも、同様と する。	二時間
一 登録消防講習の受講料の額及び収納の方法 に関する事項	二時間
二 登録消防講習の日程、公示方法その他登録 講習の実施の方法に関する事項	二時間
三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交 付に関する事項	二時間
四 第七十七条の六の五第三号の判定に関する事 務を行う者の氏名及び経歴	二時間
五 登録消防講習事務の休廃止	二時間
六 登録消防講習事務に関する公正の確保に関 する事項	二時間
七 不正受講者の処分に関する事項	二時間
八 その他登録消防講習事務に関する必要な事項	二時間
七十七条の六の八 登録消防講習実施機関は、 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとすると ときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載し て届出書を国土交通大臣に提出しなければなら ない。	二時間
一 登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあつては、その代表者の 氏名	二時間

二 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録消防講習事務を休止しようとする期間

五 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第六章 第七十七条の六の九 登録消防講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業収支計算書又は損益計算書又は貢益計算書及び資本積立金の貯蓄額と貯蓄率を記載した登録消防講習実施機関登録申請書を提出する。

えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法
前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
(適合命令)

三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

（報告の徴収）

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならぬ。

い。

第十七七条の六の十五 国土交通大臣は、登録消
防講習の実施のところ必要な段階ごとに、登録

ない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 登録消防講習の受講の申請に関する事項

二 登録消防講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録消防講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 第七十七条の六の五第三号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴

六 登録消防講習事務に関する公正の確保に関する事項

七 不正受講者の処分に関する事項

八 その他登録消防講習事務に関する必要な事項
(登録講習事務の休廃止)

七十七条の六の八 登録消防講習実施機関は、登録消防講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて登録消防講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十一条の六の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録消防講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用にかかる電子計算機に備

第一項各号の規定による請求を拒んだとき。
二 第七十七条の六の九第一項又は次条
八まで、第七十七条の六の九第一項の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第七十七条の六の九
第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第九号表第一号2(1)
の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七十七条の六の十四 登録消防講習実施機関
は次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、こ
れを登録消防講習の終了後二年間保存しなけれ
ばならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項
二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

(学科講習の登録)	表第一号2（1）の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。
第七十七条の六の十七 第九号表第一号2（2）に規定する講習（以下この章において「登録タンカーサイクル学科講習」という。）の登録は、登録タンカーサイクル学科講習を行おうとする者の申請により行う。	第九号表第一号2（2）の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録を受けようとする者が登録タンカーサイクル講習事務を開始する日	科講習の実施に関する事務（以下「登録タンカーサイクル学科講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 役員の氏名 住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第一号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が個人である場合には、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十七条の六の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一次に掲げる科目について行われるものであることを信じさせること。

ハ タンカーの構造、設備及び船内実務

ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質

ホ 検知器具及び保護具の取扱方法

ヘ 災害防止対策

ト 海上汚染防止対策

チ 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、第十三号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第百七十三条第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の六の二十六において準用する第十号表第一号(4)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録低引火点燃料船学科講習を行なう役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

一 登録年月日及び登録番号

二 登録低引火点燃料船学科講習を行なう者 下「登録低引火点燃料船学科講習実施機関」という。の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録低引火点燃料船学科講習事務を行なう事務所の名称及び所在地

四 登録低引火点燃料船学科講習事務を行なう事務所の名称及び所在地

第七十七条の六の十九 第九号表第一号(2)の登録は、登録タンクー学科講習実施機関という。の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならず。その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十 登録タンクー学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンクー学科講習事務を行なわなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行なわなければならない。

講習科目	時間数
一 タンカーの構造、設備及び船内実務	三時間
二 タンカーにおける火災及び爆発	二時間
三 タンカーにおける火災に対する消火技術	二時間

三 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を行なうとする事務所の名称及び所在地

四 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を行なう事務所の名称及び所在地

五 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

六 講師の氏名及び経歴を記載した書類

七 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

(登録の要件等)

第七十七条の六の二十一 第十号表第一号(1)の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

(登録の要件等)

第七十七条の六の二十二 第十号表第一号(1)の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習の実施に関する事務 (以下「登録低引火点燃料船学科講習事務」という。) を行なうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

第十号表第一号(1)(4)の登録を受けようとする者は、登録低引火点燃料船学科講習を行なうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の二十三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

(登録の要件等)

第七十七条の六二十四 第十号表第一号(1)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。

第一次に掲げる科目について行われるものであることを信じさせること。

ハ 低引火点燃料船の推進に関するシステム

イ 低引火点燃料船の構造及び設備

ロ 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム

ニ 低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法

ホ 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質

ヘ 災害防止対策及び海上汚染防止対策

ト 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、第十四号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を行なうとする事務所の名称及び所在地

一 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を行なうとする者は、次に掲げる事務所の名称及び所在地

二 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を行なうとする者は、次に掲げる事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

四 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

五 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

六 災害防止対策

七 海上汚染防止対策

八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

三 甲種危険物等取扱責任者(石油)、甲種危険物等取扱責任者(液体化学薬品)又は甲種危険物等取扱責任者(液体化学薬品)又は甲種危険物等取扱責任者(石油)

ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十五 登録低引火点燃料船学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の二十三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録低引火点燃料船学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、第七十七条の六の二十三第一項第一号イからトまでに掲げる科目ごとに、それぞれ一時間以上行うこと。

三 甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の二十三第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第七十七条の六の二十六 第七十七条の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録低引火点燃料船学科講習、登録低引火点燃料船学科講習実施機関及び登録低引火点燃料船学科講習事務について準用する。(認定の有効期間等)

第七十七条の七 第七十七条の六第一項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日又は当該締約国危険物等取扱責任者資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日)までとする。

前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内(以下この項において「更新申請期間」という。)に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他やむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定によると、申請書の提出があつたときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対する認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日(第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日)から起算するものとする。

三 在地 いう。)を行おうとする事務所の名称及び所
在地

三 登録を受けようとする者が登録特定海域運
航責任者学科講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合
には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した
書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合
には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者で
あることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各
号のいずれにも該当しない者であることを信
じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十七条の十一の三 國土交通大臣は、前条の
規定による登録の申請が次に掲げる要件の全て
に適合しているときは、その登録をしなければ
ならない。

第一次に掲げる科目について行われるものであ
ること。

イ 特定海域における船舶設備の使用限界
ロ 海水における船舶の操縦性能
ハ 航海計画の監督及び報告方法

二 特定海域における安全運航

二 前号に掲げる科目にあつては、第十六号表
上の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適
合する者が講師として講習の業務に従事する
ものであること。

國土交通大臣は、前条の規定により登録の申
請をした者が、次の各号のいずれかに該当する
ときは、その登録をしてはならない。

一 法第一百七十七条の四第一項の規定に違反し、
罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日か
ら二年を経過しない者

二 第七十七条の十一の六において準用する第
七十七条の六の十三の規定により第十五号表
第一号3の登録を取り消され、その取消しの
日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録特定海域運航責任者学
科講習を行う役員のうちに前二号のいずれか
に該当する者があるもの

第十五号表第一号3の登録は、登録特定海域運航責任者学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録特定海域運航責任者学科講習を行う者（以下「登録特定海域運航責任者学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録特定海域運航責任者学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録特定海域運航責任者学科講習事務を開始する日

（登録の更新）

第七十七条の十一の四 第十五号表第一号3の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第七十七条の十一 第七十七条の十一第一項の認定の有効期間等
定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日（締約国特定海域運航責任者資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに係る最初の認定にあつては、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日又は当該締約国特定海域運航責任者資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日）までとする。
前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第三項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第一一二号の人書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を

通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。
前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書の場合）については、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。
地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対するし、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。
第七十七条の十一第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。
(教育訓練を修了した船員を乗り組ますべき旅客船号に掲げる旅客船とする。)

一	講習は、講義により行われるものである」と。
二	講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。
三	
一	特定海域における船舶設備の使用限界
二	海水における船舶の操縦性
三	特定海域における船舶の操縦性
四	航海計画の監督及び報告方法
五	特定海域における安全運航
六	甲種特定海域運航責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の十一の三第一項第二号に該当する者に行わせること。

欄に掲げる甲種特定海域運航責任者の資格に関し次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。
一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶において船長又は一等航海士若しくは運航士（四号職務）として二月以上従事した経験を有すること。
二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶の安全運航等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。
地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第十五号表上欄に掲げる乙種特定海域運航責任者の資格に適合次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行

		一 第三条の六の ロールオン・ロー ルオフ旅客船	1 旅客の招集及び誘導、救 命胴衣の着用の支援その他の 非常時における旅客の安全の 確保に関する事項
二 前号に掲げる 旅客船以外の旅 客船	二 前号に掲げる 前号1に掲げる事項	3 2 荷役に関する事項 3 水密の保持に関する事項	
前条の旅客船の船舶所有者は、当該旅客船の 乗組員に対し、五年以内ごとに前項に規定する 教育訓練を実施しなければならない。			
(教育訓練を修了した船員を乗り組ますべき高 速船)			

(準用)
第七十七条の十一の六 第七十七条の六の六から
第七十七条の六の十六までの規定は登録特定海域
運航責任者学科講習、登録特定海域運航責任者
学科講習実施機関及び登録特定海域運航責任
者学科講習事務について準用する。

当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶において船長又は甲板部の当直を行う職員として一月以上従事した経験を有すること。

二 水中翼船及びエアクラッシュ・ボート（特定高速船）
（特定高速船に乗り組む船員の教育訓練）
第七十八条の二 特定高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第百一十八条の三

(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶)乗組員に対し、二年以内ごとに同項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

第七十八条の二の二の二 法第百八十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業(海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。)の用に供する総トン数二十トン未満の船舶(次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。)とする。

(船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八条の二の二の三 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員(当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 船長	二 乗組員等
1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務(以下この項において「第一号職務」という。)に従事するとき。	1 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
2 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事するとき。	3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において初めて第一号職務に従事するとき。
4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告

二 部 又 は 部 員 職 員 の 行 為 事 業 用 小 型 船 舶 に 於 て 上 欄 第 二 号 に 掲 げ る 乗 組 員 の 職 務 に 従 事 す る 時 間 を 定 め る 事 業 用 小 型 船 舶 に 於 て 上 欄 第 三 号 に 掲 げ る 乗 組 員 の 職 務 に 従 事 す る 時 間 を 定 め る
示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第一号職務に従事するとき。
1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。
2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があったときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事するときがある場合を除く。）。
3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあっては、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。
4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。
5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあっては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。
1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。
2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があったときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。

			する場合を除く。)。
		業務域	その旅客事業用小型船舶の航行する海
		(当該海域が二以上ある場合にあつて は、それぞれの海域)において初めて第三 号職務に従事するとき(当該海域において 第一号職務又は第二号職務に従事したこと がある場合を除く。)。	
		4 その旅客事業用小型船舶において最後 に第一号職務に従事した日、最後に第二号 職務に従事した日又は最後に第三号職務に 従事した日のいずれか遅い日から国土交通 大臣が告示で定める期間を経過した後、当 該旅客事業用小型船舶において初めて第三 号職務に従事するとき。	
		5 その旅客事業用小型船舶の航行する海 域(当該海域が二以上ある場合にあつて は、それぞれの海域)において最後に第一 号職務に従事した日、最後に第二号職務に 従事した日又は最後に第三号職務に従事し た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が 告示で定める期間を経過した後、当該海域 において初めて第三号職務に従事するとき。	
一 表の上欄第 二号に掲げ る者	一 号及び第 二号に掲げ る者	一 前項の 一 号及び第 二号に掲げ る者	旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定 教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。
二 前項の 表の上欄第 三号に掲げ る者	前号2及び5に掲げる事項	1 船舶の航行する海域の特性に関する事項 2 輸送の安全の確保のための定め 3 発航前の検査に関する事項 4 見張り、操船その他の船舶の安全航行に必要な業務に関する事項 5 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他非常時ににおける旅客の安全の確保に関する事項	船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者(当該者が乗り組む旅客事業用小型船舶の航行する海

域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。)について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関する十分な知識を有していることその他に国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。(記録の作成等)

第七十八条の二の二の四 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 当該特定教育訓練の実施年月日
- 二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る)
- 四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八条の二の二の五 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

- 1 その特定小型船舶において初めて上欄に掲げる乗組員の職務(以下この項目において「第一号職務」という。)に従事するとき。
- 2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後該水域が二以上ある場合において初めて第一号職務に従事するとき。
- 3 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事するとき)(当該水域において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。
- 4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した後、当該特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後該水域が二以上ある場合において初めて第一号職務に従事するとき。
- 5 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。

組の以る掲号前		甲部又は乙部に當る者
乗組員	二に外る者	板第二号に掲げる乗組員の職務(以下この項目において「第二号職務」という。)に従事するとき(当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことを除く。)
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域において初めて第三号職務に従事するとき(当該水域において第一号職務に従事するとき)。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	1 その特定小型船舶において初めて上欄に掲げる乗組員の職務(以下この項目において「第一号職務」という。)に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	2 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	3 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した後、当該特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後該水域が二以上ある場合において初めて第一号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	5 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。

組の以る掲号前		甲部又は乙部に當る者
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	1 その特定小型船舶において初めて上欄に掲げる乗組員の職務(以下この項目において「第一号職務」という。)に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	2 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	3 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した後、当該特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後該水域が二以上ある場合において初めて第一号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	5 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。

組の以る掲号前		甲部又は乙部に當る者
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	1 その特定小型船舶において初めて上欄に掲げる乗組員の職務(以下この項目において「第一号職務」という。)に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	2 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	3 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した後、当該特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後該水域が二以上ある場合において初めて第一号職務に従事するとき。
乗組員等に対する教育訓練)	二に外る者	5 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき)。

域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。)について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関する十分な知識を有していることその他に国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。(記録の作成等)

第七十八条の二の二の六 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 当該特定教育訓練の実施年月日
- 二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る)
- 四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八条の二の二の七 法第百八十八条の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

- 一 苦情の申出方法
- 二 苦情処理の体制及び方法
- 三 苦情処理結果の伝達方法
- 四 苦情処理結果に不服がある場合の申立方法
- 五 苦情処理手続に関する記録の作成及び保存の方法
- 六 苦情を申し出た船員に対する相談、助言その他の援助に関する体制

第七十八条の二の四 法第百八十八条の六第一項の國土交通省令で定める事項は、労働に関する法律(法及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)を除く。)及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

(外国船舶の監督)

第七十八条の二の五 法第二百二十条の三第一項の國土交通省令で定める船舶は、条例第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶とす。

附 則（昭和四八年六月六日運輸省令第一九号）抄	附 則（昭和四八年六月六日運輸省令第二号）抄
この省令は、昭和五十一年一月二十五日から施行する。	この省令は、公報の日から施行する。
附 則（昭和四八年一月一九日運輸省令第四号）抄	附 則（昭和五三年二月一日運輸省令第四号）抄
改正後の第十六条の二第四項の規定は、昭和四十一年四月一日以後一年間に於ける預金の管理の状況に係る報告から適用する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（第二号書式に係る部分に限る。）は、昭和四十三年一月一日から施行する。
附 則（昭和四二年一一月九日運輸省令第八一号）抄	附 則（昭和四八年一二月二一日運輸省令第五七号）抄
この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。ただし、第一条の規定（第二号書式に係る部分に限る。）は、昭和四十三年一月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条に三項を加える部分を除く。）及び附則第三項の規定は、昭和四十九年十二月一日から施行する。
附 則（昭和四三年一月二〇日運輸省令第五五号）抄	附 則（昭和五三年四月二五日運輸省令第六号）抄
この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。	この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。
附 則（昭和四五五年九月二二日運輸省令第八四号）抄	附 則（昭和五五年四月一日運輸省令第六号）抄
この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。	この省令は、昭和五十五年五月一日から施行する。
附 則（昭和四六年三月三一日運輸省令第一五号）抄	附 則（昭和五〇年三月三一日運輸省令第一三号）抄
この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。	この省令は、昭和五十年五月一日から施行する。
附 則（昭和四七年五月一日運輸省令第一六号）抄	附 則（昭和五六年一月三〇日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和四十七年五月四日から施行する。	この省令は、昭和五十年五月一日から施行する。
附 則（昭和四七年五月一日運輸省令第一六号）抄	附 則（昭和五六年五月二六日運輸省令第三一号）抄
この省令は、昭和四十七年五月四日から施行する。	この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。
附 則（昭和五一年五月二七日運輸省令第一九号）抄	附 則（昭和五六年一二月二二日運輸省令第五三号）抄
この省令は、昭和五一年八月一日から施行する。	この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
附 則（昭和五一年七月二七日運輸省令第三〇号）抄	附 則（昭和五七年三月一一日運輸省令第三号）抄
この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。	この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。
附 則（昭和四八年三月二七日運輸省令第九号）抄	附 則（昭和五八年三月二三日運輸省令第三号）抄
この省令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。	この省令は、昭和五十八年四月三十日から施行する。
附 則（昭和四八年三月二七日運輸省令第九号）抄	附 則（昭和五八年三月二三日運輸省令第三号）抄
この省令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。	この省令は、昭和五十八年四月三十日から施行する。

定による認定を受けた講習の課程を修了した者とみなす。

附 則 (平成一四年二月一日) 国土交通省
令第六号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、小型船舶の登録等に関する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 船籍票受有現存船に係る船員法(昭和十二年法律第百号)第十八条第一項の規定による船内の書類の備置きについては、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第六条 この省令の施行前にした行為並びに附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成一四年六月二十五日) 国土交通省令第七五号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に航行中である船舶については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則の規定にかかるわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年六月二八日) 国土交通省令第七九号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

附 則 (平成一四年七月一日) 国土交通省令第八三号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一六日) 国土交通省令第八八号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行に航海中である船舶に備え置く旅客名簿及び海員名簿については、改正後の船員法施行規則第六号書式による申請書式にかかるわらず、当該航海が終了するまでには、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一四年一一月一一日) 国土交通省令第一一三号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第三項の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日) 国土交通省令第三四号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の船員法施行規則第一号の適用については、施行の日から平成十六年三月三十一日までの間は、同項中「同月において適用される下限利率」とあるのは、「年五厘」とする。

第三条 この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第一号書式による航海日誌については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一五年三月二〇日) 国土交通省令第二七号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一日) 国土交通省令第一〇九号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令は、船舶職員法の一部改正に伴う経過措置

附 則 (平成一五年一〇月一日) 国土交通省令第一〇九号表第一号二(1)の登録を受けた講習とみなす。

第二条 第一条の規定の施行の際現に旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けている講習のうち、船員養成協会、財団法人尾道海技学院、財団法人閑門海技協会、日本タンカー協会若しくは財團法人日本船員福利雇用センターにより実施されるものについては、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第一条の規定による改正後の船員法施行規則(以下この条において「新船員法施行規則」という。)第九号表第一号2(1)の登録を受けた講習とみなす。

附 則 (平成一七年二月二三日) 国土交通省令第九号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日) 国土交通省令第九号表第一号2(1)の登録を受けた講習とみなす。

第二条 この省令は、海上防災訓練指揮運用コードによる改正後の船員法施行規則(以下「新規則」という。)第二十二条又は第二十三条の規定により受けた許可とみなす。

第三条 船員又は船員であった者は、船員手帳に記載されている事項であつて、この省令の施行前に雇入契約の公認を受けたものについて地方運輸局長の證明を申請することができる。この場合においては、新規則第三十九条第二項の規定による。

第四条 この省令の施行の際現に使用する旧規則第一号書式による海員名簿及び第二号書式による航海日誌については、なお従前の例によることができる。

第五条 この省令の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に使用するこの省令による改正前の船員法施行規則第六号書式による申請書及び第九号書式による申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式にかかるわらず、当海員名簿については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一六年三月三一日) 国土交通省令第六五号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の船員法施行規則第一号の適用については、施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月三〇日) 国土交通省令第七五号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の船員法施行規則第一号の適用については、施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二八日) 国土交通省令第九三号 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二三日) 国土交通省令第九号表第一号2(1)の登録を受けた講習とみなす。

第二条 この省令は、海上防災訓練指揮運用コードによる改正後の船員法施行規則(以下「新規則」という。)第二十二条又は第二十三条の規定により受けた許可とみなす。

第三条 船員又は船員であった者は、船員手帳に記載されている事項であつて、この省令の施行前に雇入契約の公認を受けたものについて地方運輸局長の證明を申請することができる。この場合においては、新規則第三十九条第二項の規定による。

第四条 この省令の施行の際現に使用する旧規則第一号書式による海員名簿及び第二号書式による航海日誌については、なお従前の例によることができる。

第五条 この省令の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書

4 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けた講習であつて第二項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号2(2)の登録を受けた講習とみなす。

附 則 (平成一六年六月三〇日) 国土交通省令第七五号 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正前の船員法施行規則第一号の適用については、施行の日から施行する。

3 この省令による改正後の船員法施行規則第一号の適用については、施行の日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けた講習であつて第二項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号2(2)の登録を受けた講習とみなす。

附 則（平成二七年八月二二日国土交通省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二五号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年五月二六日国土交通省令第四八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一月三一日国土交通省令第四号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月一日国土交通省令第五〇号）抄
(施行期日)
（第一条）この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。
（船員法施行規則及び海洋汚染等及び海上災害に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十二条第二項（第十九号に係る部分に限る）の規定及び第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号）附則第二項各号に掲げる原動機については、適用しない。

附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号）抄
(施行期日)
（第一条）この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

（低引火点燃料船に関する経過措置）

第六条 船舶機関規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第八十八号）附則第二条第一項の船舶（以下「現存船」という。）については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第七十七条の三第二項の低引火点燃料船に含まれないものとする。ただし、改正法の施行の日以後主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りない。

乙種 者	特定 者	責任 者
	事した経験を有すること。	次のは運航士（四号職務）として三月以上從事した経験を有すること。
2 同等課程を修了し、かつ、施行日前五年以内に、特定海域航行船において、船長又は二等航海士若しくは運航士（四号職務）として二月以上從事した経験を有すること。	2 年以内に、特定海域を航行する船舶において、船長又は甲板部の当直を行なう海員として、三月以上從事した経験を有すること。	2 年以内に、特定海域航行船において、船長又は甲板部の当直を行なう海員として、三月以上從事した経験を有すること。
2 同等課程を修了したこと。	2 同等課程を修了したこと。	2 同等課程を修了したこと。
附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令 令第二〇号）	附 則 （令和元年八月二七日国土交通省令 令第三一号）	附 則 （令和元年六月二八日国土交通省令 令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附 則 （令和元年一二月一六日国土交通省令 省令第四六号）抄	附 則 （令和元年一二月一六日国土交通省令 省令第四七号）抄	附 則 （令和元年一二月一六日国土交通省令 省令第四六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。	第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という）から施行する。	第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という）から施行する。
附 則 （令和二年三月五日国土交通省令 令第六一號）	附 則 （令和二年三月五日国土交通省令 令第六一號）	附 則 （令和二年三月五日国土交通省令 令第六一號）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。	この省令は、令和二年四月一日から施行する。	この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 （令和二年六月二六日国土交通省令 令第六一號）	附 則 （令和二年六月二六日国土交通省令 令第六一號）	附 則 （令和二年六月二六日国土交通省令 令第六一號）
この省令は、令和二年十二月二十六日から施行する。	この省令は、令和二年十二月二十六日から施行する。	この省令は、令和二年十二月二十六日から施行する。

附 則（令和二年八月三日国土交通省令第七二号）
この省令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則（令和二年一月三〇日国土交通省令第九六号）
この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。（施行期日）
附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による用紙は、当分の間、これを改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。（経過措置）
附 則（令和三年三月五日国土交通省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和三年六月一三日国土交通省令第四二号）
この省令は、令和三年七月一日から施行する。
附 則（令和三年一〇月一一日国土交通省令第六三号）
この省令は、令和三年十一月一日から施行する。
附 則（令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第五条中船員法施行規則第四十二条の九の改正規定及び第九条に規定する省令第十五条第一項の改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この省令の施行の際現に第五条の規定による改正前の船員法施行規則第四十五条の二第二項の定めるところにより備え置いている休日付与簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならぬ。

(様式等に係る経過措置)
第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規

(平成十年法律第二百四十四条) 第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キヤサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハントウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロツキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスピリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、ノコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

2. 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害に罹り作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるないと認められる者

3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患有かかつてゐる者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脑出血、脑梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患

4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

- (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）
- 船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0・5号、無線部の職員にあつては両眼共に0・4号、その他の者にあつては両眼で0・4号を明視しうること。ただし、船員

(3) 握力
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上である。ただし、船員として相当の経験を有し、職務により作業を適正に行うことができる。認められる者は、この限りでない。

第三号表から第五号表まで
第六号表（第五十九条関係）

外貌に著しい醜状を残すもの										十趾の用を廃したもの																		
両側の睾丸を失つたもの					両眼が失明し、又一眼の視力が0.2以下になつたもの					脊柱に運動障害を残すもの					2以下になつたもの													
一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指を失つたもの					一手の拇指を併せ三指又は拇指以外の四指の用を廃したもの					一手の拇指を併せ三指又は拇指以外の四指を失つたもの					一手の拇指を併せ三指又は拇指以外の四指の用を廃したもの													
9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	0級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	0級									
0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	両眼の視力が0.6以下になつたもの	一眼の視力が0.6以下になつたもの	一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	一上肢に仮関節を残すもの	一下肢に仮関節を残すもの	一足の五趾を失つたもの	一足の五趾を失つたもの	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
度に制限されるもの	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる職務が相当な程	耳を全く聾したもの	耳の聴力を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの	耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの	両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上では尋常の話声を解することができる職務が相当な程	両耳の聴力に著しい欠損を残すもの	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	耳を全く聾したもの	耳を全く聾したもの								

級 1 1	級 1 0
5 4 3 2 1	7 1 6 1 5 1 4 1 2 1 1 1
1 1 0 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1	一眼の視力が0・1以下になつたもの 正面視で複視を残すもの 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたものの 両耳の聴力が一メートル以上では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの 一手の拇指又は耳殻に接しなければ大声を解することが困難である程度になつたもの 一手の拇指又は拇指以外の二指の用を廃したもの 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 一足の第一趾又は他の四趾を失つたもの 一上肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一下肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 一眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 両耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの
もの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服うことのできる職務が相当な程度に制限されるもの 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したもの 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一足の五趾の用を廃したもの 外貌に相当程度の醜状を残すもの 生殖器に著しい障害を残すもの

級 1 3	級 1 2
8 7 6 5 4 3 2 1	0 1 9 8 7 6
4 1 3 1 2 1	七齒以上に對し歯科補綴を加えたもの 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨の畸形を残すもの 一手の小指を失つたもの 一手の示指、中指又は環指の用を廢したもの 一足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの 一足の第一趾又は他の四趾の用を廢したもの 局部に頑固な神經症状を残すもの 外貌に醜状を残すもの
一眼の視力が0・6以下になつたもの 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 正面視以外で複視を残すもの 両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの 毛髪を残すもの 五歯以上に對し歯科補綴を加えたもの 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 一手の小指の用を廢したもの 一手の拇指の指骨の一部を失つたもの	一耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 脊柱に奇形を残すもの 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廢したもの 胸腹部臓器の機能に障害を残し、職務遂行に相当程度の支障があるもの 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの 七齒以上に對し歯科補綴を加えたもの 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨の畸形を残すもの 一手の小指を失つたもの 一手の示指、中指又は環指の用を廢したもの 一足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの 一足の第一趾又は他の四趾の用を廢したもの 局部に頑固な神經症状を残すもの

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二
一一一第七十七条の六の二十四、第七十七条の七

甲 申請日以前五年以内に、次のいずれかに
一種危険適合すること。
物等取扱者（低引火点燃料船）の資格の認定をした旨の証印を
引火点燃料（低引火点燃料船）に付する旨の記載を有するものと
してその職務に一月以上従事した経験を有すること。

（2）低引火点燃料船において、船長又は甲板部若しくは機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するものとしてその職務に一月以上従事した経験を有すること。

（3）低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

（4）消火、低引火点燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて第七十七条の六の二十二及び第七十七条の六の二十三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したこと。

2 次の（1）から（4）までに適合すること。

（1）乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。

（2）甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。

（3）低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること、当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと又は液化ガスタンクainerにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。

六の三関係

(第七十七条の六の一、第七十七条の二) 低引火点燃料船又は液化ガスタンクに三月以上乗り組んだ履歴を有する者と。請日以前五年以内に、次のいずれかに該すること。
消防並びに低引火点燃料船の安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的指置に関する国土交通大臣が告示で定め基準に適合する講習の課程を修了したこと。
甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)
又は乙種危険物等取扱責任者(液化ガス)の資格の認定をした旨の証印を受けること。

一
和
三
紀

被海技士（航海）	若しくは三級海技士	送気マスク
表		空氣呼吸器
（第七十七条の六の三関係）		酸素呼吸器
十		墜落制止用器具
実習用舟艇	油處理剤	防毒マスク
バケツ	油吸着材	オイルフェンス
ひしやく	油回収装置	
	油ゲル化剤	

(第七十七条の六の十ノ関係)

卷之二

第十四号表(第七十七條の六の二十三関係)		令 法 了した者を含む。以下同じ。)で、その後 三年以上法律に関する研究若しくは実務に 従事した経験を有するもの又はこれらと同 等以上の能力を有する者であること。	
講習科目 条件		一 低引 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 船の構造する者として低引火点燃料 及び設備 二 低引 船に乗り組んだ履歴を有するもの又は これらと同等以上の能力を有する者で 船の燃料貯蔵等 三 低引 火点燃料のシステム 四 低引 火点燃料の機関 五 低引 火点燃料の取扱方 料の補給 方法 六 災害 防止 対策 汚染 防止	
一 低引 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 船の構造する者として低引火点燃料 及び設備 二 低引 船に乗り組んだ履歴を有するもの又は これらと同等以上の能力を有する者で 船の燃料貯蔵等 三 低引 火点燃料のシステム 四 低引 火点燃料の機関 五 低引 火点燃料の取扱方 料の補給 方法 六 災害 防止 対策 汚染 防止	一 低引 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 船の構造する者として低引火点燃料 及び設備 二 低引 船に乗り組んだ履歴を有するもの又は これらと同等以上の能力を有する者で 船の燃料貯蔵等 三 低引 火点燃料のシステム 四 低引 火点燃料の機関 五 低引 火点燃料の取扱方 料の補給 方法 六 災害 防止 対策 汚染 防止		
二 大学等において化学に関する学科 を修得して卒業した者で、その後二年 以上危険物に関する研究又は実務に從 事した経験を有する者であること。 二 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れらと同等以上の能力を有する者であ ること。 二 大學等において化学に関する学科 を修得して卒業した者で、その後二年 以上危険物に関する研究又は実務に從 事した経験を有する者であること。 二 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れらと同等以上の能力を有する者であ ること。	二 大学等において化学に関する学科 を修得して卒業した者で、その後二年 以上危険物に関する研究又は実務に從 事した経験を有する者であること。 二 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れらと同等以上の能力を有する者であ ること。 二 大學等において化学に関する学科 を修得して卒業した者で、その後二年 以上危険物に関する研究又は実務に從 事した経験を有する者であること。 二 三級海技士(機関)の資格若しくはこ れより上級の資格についての免許を有 する者であつて、当該免許を受けた後 に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れらと同等以上の能力を有する者であ ること。		

二
二
開
怪

二海に操船の性能るに船舶け氷三海の監計及び方法特域け全お海安お航四定にるる運航

(番) 第一號書式(第十條關係)(日本産業規格A列4)

第一書式(第十条同様) (日本産業規格JIS4番)
(一)

卷之三

7. その他の労働実態欄には、労働時間（「8時間／日」、「40時間／週」等）、休日（「日／週」等）、基準労働時間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊娠中の職員については、その旨（妊娠中、何ヶ月付日出勤）、産褥

本表は、船長及び海員以外の乗船者について記載すること。ただし、旅客船及び第1条第3項第2号から第4号までに掲げる船舶にあっては、旅客は記載することを要しない。

記載欄

- 1) 会員登録時に「個人情報が社員登録を希望する場合は、氏名との間に横線を付した上記欄に記入して下さい。」と記載している。
- 2) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでなければ「」と記入する。
- 3) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 4) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 5) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 6) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 7) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 8) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 9) 「会員登録用個人情報」欄は、該当するものでない場合は、「」と記入する。
- 10) 会員登録用個人情報欄に記入された個人情報を他者に譲渡する場合、「会員登録用個人情報」欄に記入する。
- 11) 会員登録用個人情報欄に記入された個人情報を他者に譲渡する場合、「会員登録用個人情報」欄に記入する。
- 12) 会員登録用個人情報欄に記入された個人情報を他者に譲渡する場合、「会員登録用個人情報」欄に記入する。

(二)	
船 舶 号	航 行 号
航 程 期 間	
航 行 ラ ン ジ	航 程
航 行 路 緯 及 び 航 程 保 安 の 指 定	ランジ
航 程 の 用 途	
主 題 の 使 用 及 び 施 工	
工 事 の 内 容	ヨコワカト
航 行 の 事 由 及 び 航 行 期 間	
航 行 の 事 由 及 び 航 行 期 間	
航 行 の 事 由 及 び 航 行 期 間	

記載ご用
1. 国際ランジ表書き又は国際ランジ郵便依頼書の交付を受けている日本船舶にあつては、統一規約の規定による記載すること。
2. 船舶の用語には、航路、航向、航跡、航速等の及び船舶にあつては、從事する事業の種別を記載すること。
3. 航路の用語には、航路、航向、航跡を記載すること。
4. 航路の用語は、航路、航向、航跡を記載すること。
5. 航路の用語は、航路、航向、航跡を記載すること。
6. 本款に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るよう記載して下さい。その他の記載に変更を有する場合は、記載する。

(三)	
官 府 記 彙	

(四)	
年 月 日 時	航 游 の 條 例

記載心得
1. 航游の規範欄には、出入り港の名前及び船長が必要とする航游の規範を記載すること。
2. 航游の規範欄の記載する場合については、運航規則を制定していなことは、臨時航行規則を記載する場合を除き、当該規則の規定を記載すれば足り、航游ごとに記載することをしない。
3. 航游の規範欄の記載する場合は、該規則も記載せること。
4. 航游の規範欄の記載する場合は、該規則が各航行に適用されるときは、その規則をも記載すること。
5. 航游の規範欄の記載する場合は、該規則によつて該規則による規範を行つたときは、その規範を記載すること。
6. 航遊したことを記載する場合は、航游へさせたかったことを記載すること。
7. 航遊を記載すること。

(五)	
年 月 日 時	航 游 の 條 例

記載心得
1. 本款は、航行法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。
2. 多国籍には、「運賃船船員登録」、「航路船等登録」、「他規」等と記載すること。
3. 多国籍には、「運賃船船員登録」、「航路船等登録」及び「他規」を記載すること。
4. 航行の場合は、各航行ごとに該規則が各航行に適用されるときは、その規則をも記載すること。
5. 航行の場合は、該規則によつて該規則による規範を行つたときは、その規範を記載すること。
6. 航遊したことを記載する場合は、航游へさせたかったことを記載すること。
7. 航遊を記載すること。

第四号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格
A列4番）

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格
A列4番）

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格
規格A列3番）

第五号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

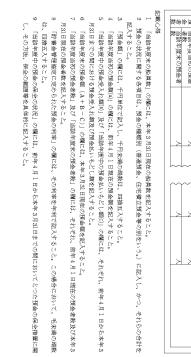
取 扱 方 法 規 則 申 請 書	
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
特許技術の権利の変動により提出した執行に関する別紙規則の等に記載を受 けたので、執務技術の権利の変動の規定により申請します。	
記	
1) 姓氏名及び集合年月日	
年　月　日	
2) 取得権の過歴　通	
3) 取得権の用途	
記入欄 申請者名に記入、「和洋」又は「私的専用」と眞跡を附すこと。	

第五号書式（第十六条の二書式）（日本産業規格A列4番）

特 許 公 告 登 録 登 記 申 請 書	
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
特許権に関する届出を辦理したので、特許権の権利と権の変更により、 別紙の如きを記入せしめます。	
記	
1) 使用する執務教　人	
2) 特許権の記入者事務教　人	
3) 特許権の請求を代理する者名及び住所	
記入欄 申請者名に記入、「和洋」又は「私的専用」と眞跡を附すること。	

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番）

特 許 公 告 登 録 登 記 申 請 書	
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
特許権に関する届出を辦理したので、特許権の権利と権の変更により、 別紙の如きを記入せしめます。	
記	
1) 使用する執務教　人	
2) 特許権の記入者事務教　人	
3) 特許権の請求を代理する者名及び住所	
記入欄 申請者名に記入、「和洋」又は「私的専用」と眞跡を附すこと。	



記述式

1 田畠の形状、土壤、土壌構成及び区別法は、該当するものを〇で記入せよ。
2 トマトの花粉を受けている者は、私は藤井春、名前と性別と年齢を記入せよ。
3 国際標準化規格又は国際規格トマト乾燥野菜の交付を受けている者は、該社トマト国際規格を記入せよ。
4 お母さんのお名前、籍貫及び生年月日を記入せよ。その他の年齢は年齋とする。
5 佛考院は、次の事実を記載せよ。
　①入居の場合は、「新規用」、「転居内訳」、「子供他員の加入」
　②転居又は別荘開拓の場合は「2階建の指定を受けた新築の転居用」
　③組合会員は、次のように、や否や、更に転居用を取扱う。
○ 屋上風呂がある場合は、「屋上風呂」、「屋上風呂」、「計画中」
○ 別室、別具用室の有無は、2階以上のこと、海浜民宿「予約申込書」に記入せよ。
○ その他の事実については、海浜民宿の記載欄を記入せよ。

記入心得

- 変更事項欄には、「駆逐艦」、「有体船の日数」、「履入期間」等を変更する事の種類を、新旧欄にはその変更内容の記述され記載すること。
- 抜印紙、船の用紙欄、航行区域等に徴収課題及び徴収区域、主機の種類欄は主機の種別欄は、変更箇所のものを記載すること。
- 回顧・回顧勘定書又は回顧・回顧勘定書の交付を受けている日本船舶にあつては、回顧欄に記入して回顧交付記付すること。
- 他の手の事項については、専用箇所に記入すること。

④ 航行手帳による乗船登録
⑤ 航行手帳による乗船登録
⑥ 航行手帳による乗船登録
⑦ 航行手帳による乗船登録
⑧ 航行手帳による乗船登録
⑨ 航行手帳による乗船登録
⑩ 航行手帳による乗船登録

3番) 第七号書式（第十九条関係）（日本産業規格A列）
第八号書式（削除）

第九号書式（第二十二条関係）（日本産業規格A
列3番）

第十号書式（第二十三條関係）（日本産業規格A
列3番）

第1号(様式)(第二回各項) (日本書院出版部販売課) (平成2年1月版)	
提出用紙	
一 般 請 求 用 球 領 事 申 請 書	
方の名前と性別	年 月 日
主な被扶養者の扶養状況(年齢)	
姓 名	年齢
性 別	性別(男)(女)
居 所	住所(郵便番号)
申 請	申名(略称)
扶養料金の請求額に對する「提出用紙の使用料」の徴収 はござりません。	
① 請求に記載の扶養状況	
② 請求に記載の扶養状況	

対象となる船体の状況には、船名、船体番号、総トン数、航行区域又は荷物積込及び荷役区域、用途並びに主機の出力について記載すること。

第十一号書式（第二十四条関係）（日本産業規格）
A列4番)

記載心地

- 1. 記載有効者の性別及び名前欄は、申請者が該所有者であるときは、記載することなし。
- 2. 郵便窓口にて別用を請求するときは、又は窓口にて別用を手渡す場合は、別用を記入。
- 3. 実印欄にて別用を請求するときは、又は窓口にて別用を手渡す場合は、別用を記入。
- 4. 実印欄にて別用を請求するときは、郵便局員、郵便局、郵便局長、又は郵便局の職員にて別用を記入。郵便局長は郵便局長の官印及び郵便局長の印に記入。又は郵便局長の印に記入。又は郵便局長の印に記入。
- 5. 郵便窓口にて別用を請求するときは、別用を記入するときは、別用を記入する。
- 6. その他の申請事項については、署名（署印）、捺印書及び捺印の契約書（契約書）

第十二号書式（第二十九条関係）（日本産業規格
A列4番）

□ 入 金	□ 支 出
-------------	-------------

般 員 手 約 条 申 請 書

年 月

記

ふりがな
申請者名
（）印捺印を希望する

性 別
年 月

本 届
既 所 在

和函手紙の交付を受けないので、和函法施行規則第2条の規定により申請

記

1. 和函所有者の住所及び氏名又は名称

2. 以前に和函手紙を受取っていた者について、その和函手紙番号

記載心得
 1 船員手帳への姓氏記入を希望する場合は、□にレ点を付し、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
 2 外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。

A列4番 第十三号書式（第三十一条関係）（日本産業規格）

第十四号書式（第三十三条、第三十四条関係）
（日本産業規格 A 列 4 番）

第十五号書式（第三十三条関係）（日本産業規格
A列4番）

第十六号書式（第三十八条関係）

第三十二条式(第三十三条別表) (日本便箋用紙A4判)	
取 入 印 鑑	郵便手帳打正申請書
	年 月 日
記	
申請者氏名 現住所	
郵便手帳の交付を希望いたいので、郵便局長用規則別表第1条の規定により申請します。	
記	
1 郵便手帳番号	
2 既に正交付受けようとする事項(□ 既に郵便手帳を希望する。)	
3 既に正交付受けようとする理由	
4 既に正交付受けようとする事項(□ 既に郵便手帳を希望する。)	
5 既に正交付受けようとする理由	

記載心得

- 1 氏名の変更について打正を申請するときは、新氏名にふりがなを付すること。なお既存登録を希望する場合は、□にレ点を付し、氏と名の間に括弧を付した上で、記載すること。
- 2 打正を必要とする理由は、「何年何月何日転居」等と記載すること。
- 3 指定町村に対する申請求するときは、収入印紙をはらないこと。

八	八	郵便手帳交付(書換込)申請書
八	八	年 月 日
附 ふりがな 申請者氏名		
性 別 () 男 年 月 日生		
本 届 宛住所		
郵便手帳の交付(書換込)を受けたいので、郵便法施行規則第23条(第34条)の規定 により申告します。		
記		
<p>1 郵便手帳番号</p> <p>2 郵便所有者の氏名及び氏名又は名前</p> <p>3 交付元(書換込)を受けるよとする事由</p>		

記載心得

- 元の船員手帳において既姓が記されている場合は、申請者氏名の氏と名の間に横線を付した上で、既姓を記載すること。
- 外国人にあっては、「本籍」にかぎり、その「国籍」を記載すること。
- 再交付を受けようとする事項には、原船員手帳が破滅し、又は破損した年月日、及び状況も記載すること。
- 指定販賣店員に対して持参するときは、收入印紙をはらないこと。

記載心臓

- 1 本証明書には、履入契約の成立した場合における契約について記載し、変更になつた事項があるときは、変更欄にその年月日及び変更に係る新旧の事項を記載すること。
- 2 その他他の事項については、履入（履主）届出書並びに担当手帳第六表及第七表（履入契約登録票）の記載心臓を参照すること。

ハセガワ アキラ (本名) (登録番号) (Former address)		田中 アキラ (本名) (登録番号)	
Nationality 年 月 日 生 年 月 日 Date of birth			
(印)			
年 月 日 交付(年) 年 月 日 まで有効			
Issued on:		(Valid until):	
<p>この領事手帳は、交付したから6ヶ月間有効である。</p> <p>たゞし、領事館中の領事が超過した場合は、その範囲で有効とするまで、なお有効である。</p> <p>此 Parker leather shall remain to be valid for the expiration of the term of 6 months from the date of issue, unless the Consul exceeds the limit of his jurisdiction, in which case it remains valid until the date of issue of the next consular passport.</p>			
<p>この領事手帳の裏面に、(1)の項目を記入することをお勧めしている。</p> <p>The former signature of the bearer may be stated in Table 1 under the national legislation of Japan.</p>			

(+) (+)		其能者
被照看者 shokusanreiyou esan		被照看者 shokusanreiyou esan
		被照看者 shokusanreiyou esan
被照看者の就業履歴の有無を尋ねる旨、医療上の問題等 Instruction(Pt or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor		
参考: 船主		
就業月日 Date of employment 有効期限: Expiry date from [date] to [date]		
被照看の旨 Signature of holder of this certificate		
船主の署名及び医療機関の印鑑と略印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital		
履 務 碑 The particulars for certificate of competency etc.		
被照看者として登録された資格番号 Type and number of certificate of competency 登録した資格書類の種類 Type and kind of document of competency 他の資格書類の種類 Type and kind of other certificates		
被照看者として登録された名前 Name 登録した資格書類の名前 Name etc. for		

(+/-)

参考

- 船員手帳の大きさは、縦10.5cm、横15cmとする。
- 貴紙は、船員（外国人に交付する船員手帳にあつては、船員）とし、「船員手帳」の文字を全文で表示する。
- 第三項は、淡彩色印刷とする。
- 外国人に交付する船員手帳にあつては、第四表中「10年間」を「5年間」と、「10 years」を「5years」とする。

2. 「前記のとおり、被保険者の配偶者又は同居親類又は内子(「配偶者」、「被保険者」)が、被保険者を「扶助」する場合に、その旨の書面(「扶助手帳」、「扶助手帳」等)を交付すること。
第一回(一)扶助手帳の交付

3. 被保険者の扶助の場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
4. 被保険者の扶助の場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
5. 被保険者の扶助の場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第二回(二)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
3. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
4. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第三回(三)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
3. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第四回(四)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
3. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第五回(五)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第六回(六)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第七回(七)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。
2. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第八回(八)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

第九回(九)扶助手帳の交付

1. 扶助手帳の交付に當る場合は、扶助手帳を交付する。扶助手帳及び扶助手帳交付日印に記載すること。

How to enter

agreement, etc., can be entered.
Table 8 (The particulars for holiday)
1 When the holder of this pocket ledger is granted holiday, this table shall be entered by the shipowner.

² When the holiday has been granted or the allowance for compensatory holiday has been paid within the basic working period, the holder of this pocket ledger shall confirm the contents entered.

Table 9 (The particulars for annual leave with pay)
1 If the holder of this pocket ledger is granted annual leave with pay, this table

2 When the annual leave with pay is over, the holder of this pocket ledger shall be entered by the shipowner.

3 In the column of "Number of days", the number of days except holidays in accordance

It is now the holder of this position, subject to disbandment or otherwise, when granted annual leave with pay shall be entered.

In case the amount of basic pay and allowances is unchanged or reduced, basic wage, allowance and food allowance are paid instead of annual leave with pay being granted, in the column of "Period of granted annual leave with pay", the amount

of annual leave with pay to be granted and the amount of the payment shall be entered.

Table 10 (The particulars for working as reserved mariner)
1 When the holder of this pocket ledger begins or ends working as reserved mariner,

2 In the column of "Articles", in case of beginning, the details of duty (ex-

"Waiting at home", "Waiting orders", "Equipping a ship", etc.) shall be entered, and in case of end, the reason (ex. "Embarkation on (name of ship)", "Retired", etc.).

Table 11 (The particulars for seafarers insurance)

2 When the holder of this pocket ledger insures for seafarers' insurance, "Seafarers' Insurance No.", "Ancient, new month" and "Class" for "Consolidated names", will

3 When the consolidated wages changes, "Consolidated wages" and "Changed date" "Changed date" shall be entered.

4 When the holder of this pocket ledger forfeits seafarers insurance, "Forfeited"

Table 12 (The particulars for industrial accident compensation insurance)

This table shall be entered by the shipowner.
Table 13 (The particulars for employment insurance)

1 This table shall be entered by the shipowner.

2 When the holder of this pocket ledger leaves employment insurance, "the insured" or "the insured" shall be entered.

3 When the holder of this pocket ledger forfeits employment insurance, "Forfeited" shall be entered.

Table 14, Table 15 and Table 16 (Medical Certificates)

1 The medical certificate issued by you must be listed in Article 21 of the Regulation for the Enforcement of Retiree Law.

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

2 You need this pocket ledger to record notification of entries or exits or the termination of the articles of agreement, etc., and to apply for a job. Additionally, it is the evidence of your experience of managing yourself and your dependents.

3 When your name, nationality or date of birth specified in this pocket ledger is changed or fixed, return it to the "Office of Retiree Services".

4 If you lose this pocket ledger, or you cannot use it because of wear, to write, stamp, and other reasons, your photograph in table 2 proved not to be recognizable, or if you do not want to use it any longer, you may replace it as soon as possible, and apply to have a new one made "a pocket ledger instead or a new photograph be compiled in table 2.

5 If you leave employment insurance, you must declare when you apply for a job. Additionally, it is the evidence of your experience of managing yourself, therefore keep this pocket ledger carefully.

6 If you leave employment insurance, you must declare it for your part on concession, disability, etc. or do not carry out legal punishment, you may be subject to applicable legal punishment.

7 If you leave employment insurance, you shall keep this pocket ledger from the master, and when you dismiss, you shall return this pocket ledger from the master.

8 However you have a question about the certification of entering the articles of agreement, the certificate of competency etc., you can seek "the Office of Retiree Services" etc.

9 "the Office of Retiree Services" means the Branches of the Retiree Transport Bureau, the Branches of the Retiree Transport Bureau, or the District Transport Bureau, the District Transport Bureau, or the Office of Japan Post, the office, city, town or village office in charge of legal procedures prescribed in Retiree Law.

規格 A 列 4 番) 第十六号の二書式 (第三十九条関係) (日本産業

取 扱 規 則	郵便料金記載事項用印兼捺印
	年　月　日
社員登録証明書 運営監査委員会	
規 則	
申 請 者 氏 名	
喫 合 所	
別紙の郵便料金記載事項について説明を受けた上で、郵便料金記載事項3条の規定により捺印します。	
記 入	
1 説明を受けたうえで記載している郵便手数料の参考及び交付手数料	
2 領用書の返却	
3 説明書の返送	

第十六号の三書式（第四十二条関係）

第十六号の三の一書式（第四十二条の九の二関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の三の一書式（第四十二条の九の二関係）（日本産業規格A列4番）

年 月 日	地力運営助長 運営監督部長
被審区分別監査結果表	
1. 使用する器具数 2. 分割組合の名前等 3. 分割組合の名前等	
備考欄	

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本産業規格A列4番）

年 月 日	地力運営助長 運営監督部長
被審区分別監査結果表	
1. 使用する器具数 2. 分割組合の名前等 3. 分割組合の名前等	
備考欄	

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本産業規格A列4番）

年 月 日	地力運営助長 運営監督部長
被審区分別監査結果表	
1. 使用する器具数 2. 分割組合の名前等 3. 分割組合の名前等	
備考欄	

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本産業規格A列4番）

年 月 日	地力運営助長 運営監督部長
被審区分別監査結果表	
1. 使用する器具数 2. 分割組合の名前等 3. 分割組合の名前等 4. 分割組合の名前等	
備考欄	

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本産業規格A列4番）

年 月 日	地力運営助長 運営監督部長
被審区分別監査結果表	
1. 使用する器具数 2. 分割組合の名前等 3. 分割組合の名前等 4. 分割組合の名前等	
備考欄	

お代わりする器具の数を記入すること。
3. 分割組合の名前等は、当該組合を構成した地力運営助長の名前又は器具の名前で記入する。
4. 分割組合の名前等は、当該組合を構成した地力運営助長の名前又は器具の名前で記入する。

規格 A 列 3 番) 第十六号の六書式 (第四十八条関係) (日本産業

第十七号書式（第六十七条関係）（日本産業規格
A列4番）

1. 「月詠歌」には、「はしけ」、「水承船」、「船水船」、「ひき船」等の別名を記載している。
2. 鮎鉤船又は作樂船遊覽には、「東方第一子雲舟」、「櫻花舟遊」等と記載すること。
3. 船体構造は、「一葉舟」、「導舟手」等とも記載する。¹⁻³

The image shows the front side of an identification card for a Mariners' Labor Inspector. The card is rectangular with a white background and a black border. At the top left, it says '第十八号書式(第七十二条関係)' and at the top right, '(縦5.5cm 横8.5cm)'. In the center, the title '船員労務官證明書' (Identification Card of Mariners' Labor Inspector) is printed above 'Identification Card of Mariners' Labor Inspector'. Below the title, there are fields for '第 号 年 月 日交付' (Number, Year, Month, Date of Issue). To the right of these fields is 'No.' and 'Issued on :'. In the bottom right corner, there is a box containing '官氏 Name' (Name) and '国土交通省 国土交通省印' (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan). The bottom of the card features the text '國土交通省' and 'Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan'.

(二)

和泉法(持)

第107条 船員務務官は、必要があると認めるときは、船員所有者、且もその他の関係者に舟函を出しに命じ、船舶書類を提出せしめ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の場所に立ち入り、船舶書類指の他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員、且もその他の関係者に質問をすることができる。

船員務務官は、必要があると認めらるときは、旅客その他の船舶にあわる者に質問をすることができる。

前2項の場合には、其の身分を示す證明を拂し、関係者に指示しなければならない。

第1項又は第2項の規定によることなく立入検査の権限は、定期検査のために認めたものと解釈してはならない。

第108条 船員務務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて定むる命令の適用の範囲について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を执行する。

第108条の2 船員務務官は、第107条第1項に規定する場合において、船舶の航船の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとときは、長所に付する国土交通大臣の権限を御用にを行うことができる。

第133条(8)

次の各号のいずれかが該当する場合には、其當該受託した者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第1項の規定による検査に因るに伴はずつ、報告書を偽造せしめ、若しくは虚偽の記載をした船舶書類を提出し、報告せしめ、若しくは虚偽の報告書をし、立入り若しくは検査を名ひ、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し対処せしめ、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十九号書式（第七十三条關係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

記載の為
1. 記載法の適用を受ける船舶及びこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため登録されている予港船員の2001年1月現在に於

第二十号書式（第七十三条関係）（日本産業規格
A列4番）

第二十書式(第七十三条関係)〔日本漁業規格A類4号〕		災害病害発生状況報告書(年4月1日から 年3月31日まで)【①災害・病害】	
地方運輸局長 殿 運輸監理部長 殿		年 月 日提出	
主たる船員の労務管理を行う事務所		船舶所有者(本社)	
所在地: (電話)		住所(所在地): (電話)	
名称: 氏名(名称)			
担当者氏名		当時使用する船員数	
発生年月日	年 月 日	船員の年齢	歳 性 別 男・女
②船舶の用途	総トン数	トントン	職名
			国籍
			日本人・外国人
③	④	⑤	⑥作業員数 人
① 災害発生場所			
② 灾害発生時の作業			
③ 灾害発生の要因(Ⅰ気象・海象 Ⅱ船舶・船内設備、積荷等 Ⅲ作業行動、船上における作業環境)			

ん			
末			
④) 発生した災害の内容			
⑤) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置			
⑥) 休業日数	日	⑦) 身体障害	⑧) 下船・退職等

記載心得

1. 前年1月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船上作業に際して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生日を含む3日以上休業した船員(死亡し又は行方不明となつた者を含む。)について記載し、4月末までに提出すること。
2. 灾害と疾病的別に区分し、それぞれ別欄に記載すること。(①)災害・疾病欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを記載すること。
3. ②の欄には、旅客船、貨物船、油詰船、乾専用船、ひき船、漁船等の別(船舶にあつては、従事する事業の種類(例えば、まぐろはえ船等)、かつお一本づり、突捕等を含む。)を記載すること。
4. ③の欄には、旅客船、半潜水船、火災、水没、流氷等を記載し、傷害名が明確な場合は、下脚、腹痛等主な症状を記載すること。
5. ④の欄には、てんのうの欄(2)の災害発生時の事業に従事していた人を記載すること。
6. ⑤の欄には、次の方へハガキでの規定に従って記載すること。ただし、疾病的原因については、それが明白な場合を除き、記載すること。

とを要しない。

- イ 1)には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、消防訓練、漁獲物の凍害処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の様態について記載し、作業に従事していない場合は、「作業時間外」と記載すること。
 ロ 3)の欄から5)の欄までは、災害発生の要因となったものの全てについて記載すること。また、1)から5)までの事項に、どのような不安全又は有害な状況があったのか詳細に記載すること。
 ハ 3)欄の「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、脱落防止用器具、作業着衣及び作業衣の使用その他の作業の実態に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整いとの状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
 7)の欄には、災害・疾病のため船員に従事することができなかつた日数(休業日を含む)、なお、治療中であつて医師の診断により見込み数が明らかな場合はその日数とする。)を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合にはその旨を記載することを要しない。
 8) ⑦の欄には、疾病的状況(後付に荷役表に定める健害があるときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡(即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。)又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおつていいときはあつて、傷病の程度が明らかでない場合が、本欄に記載することを要しない。この場合において、傷病の程度が明らかになつたときは運送など別にその旨を報告すること。(書式は任免令とする。)
 9) ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外洋下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

第二十二号書式(第七十七条の二の三関係) 第二十二号書式(第七十七条の二の三関係)削除

本産業規格A列4番

第二十二号書式(第七十七条の二の三関係)(日本語英語併記A列4番) (※日本語 4行記入、半角英字で記入する。又は右記のFCC規則第15部第101条の規則による記入) 船舶所有者登録証
年月日
申請者名 住所
船舶所有者の登録を受けるかのうで、船舶法施行規則第15条の2の規定の規定により見込み数が明らかな場合はその日数とする。
船舶登録番号 登録番号
登録を受けるとする 船舶、荷役船、甲板平版、液壓船、乙種半 自動操縦装置
船籍港 港
その他 ※

記載心得

1) 記定を受けようとする船舶の区分(欄)には、該当するものを○で埋むこと。
 2) 船舶登録番号に定める健害があるときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載すること。
 3) 船舶登録番号に定める健害がある場合は、該当する欄に該当した船舶の登録番号を記載すること。
 4) 本欄に記載することを要しない場合は、該欄に記載すること。

第二十二号の二書式(第七十七条の二の三関係)(FCC規則第15部第101条の規則による記入)
Licence No._____
Date _____
CERTIFICATE OF PROPERCY for Being Fitting port of a navigation with (1) straightened width (2) straightened height (3) straightened depth to receive with request of FCC's certification. Issued by MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN
_____ 00.5キロメートル

第二十二号の二書式(第七十七条の二の三関係)

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日）
本産業規格A列4番 第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）

第二十二回 佐藤、セイヒトとアーヴィングの会話（日本書院文庫別冊 第1号）		原題名 著者名 翻訳者名 出版社名 出版年月
佐藤次郎著歌川国芳画作説明書		
年 月 日		
中古書店記入欄		
店 舟		
免責書を除く他の書籍の販売を行っており、本物品は専門書店による販売の対象外です。ただし、本商品は3段階に分けて販売する場合を除く。その場合には取り扱いません。		
取 扱 取 扱 号	通 号	品 号
近松を受け止める	甲子(近松)	甲種(一般書・文化書類)
實 体 の 分 類	乙子(實體)	乙種(教科書・参考書)
	丙子(實體)	丙種(小字・図録)
	丁子(實體)	丁種(大字)
	戊子(實體)	戊種(洋文書)
取 扱 條 款		
販 售 本 の 名 称		
*		

- 認定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 実務履歴欄には、認定に必要な実務履歴及び受託した業務を記載すること。
甲種危険物取扱業者（石油）、乙種危険物等販売業者（液体化水素）
甲種危険物販売業者（液体化水素）（液体化ガス）の認定を希望する場合は、
右欄の次のタブマークの複数を記載すること。
3種類以上の複数の認定を希望する場合は、認定に必要な割合を算出した津率原則の水素及
修正年月日を記載すること。
単欄には記載しないこと。

第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（日本産業規格A列4番）

記載内容

- 該定の更新を受けようとする貴賓の区分及び延滞番号の欄には、該台車のもので御み、延滞番号を記載すること。
- 乗組船種の欄には、更新のために必要な免税属性及び船名を記載すること。
- 該機艤装機等の欄には、更新に必要な修了した貴賓の腹部の名称、修了月日を記載すること。
- 免課税は採用しないこと。

第二十一号の六書式（第七十七条の十一関係） （日本産業規格A列4番）

記載の場

- 1 稽定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲うこと。
- 2 乗組航路の欄には、認定に必要な乗組履歴及び資本した隸名を記載すこと。
- 3 試験履歴等の欄には、認定に必要な了した試験の履歴の名称、修了月日を記載すること。
- 4 本欄には記載しないこと。

第二十二号の書式(港セヒセキウタナガヨリ)		
Licence No. _____ Certified by _____ Name _____ Position _____ Date _____		
30.0 スル メテ トト ア	CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for the ship's operation in the specific areas (実習の範囲) Seafarer qualified in accordance with paragraph C of regulation of STCW convention as accepted in the offices of Japanese government. operating in our waters MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN TOURISM JAPAN	
	100% リザーブ	